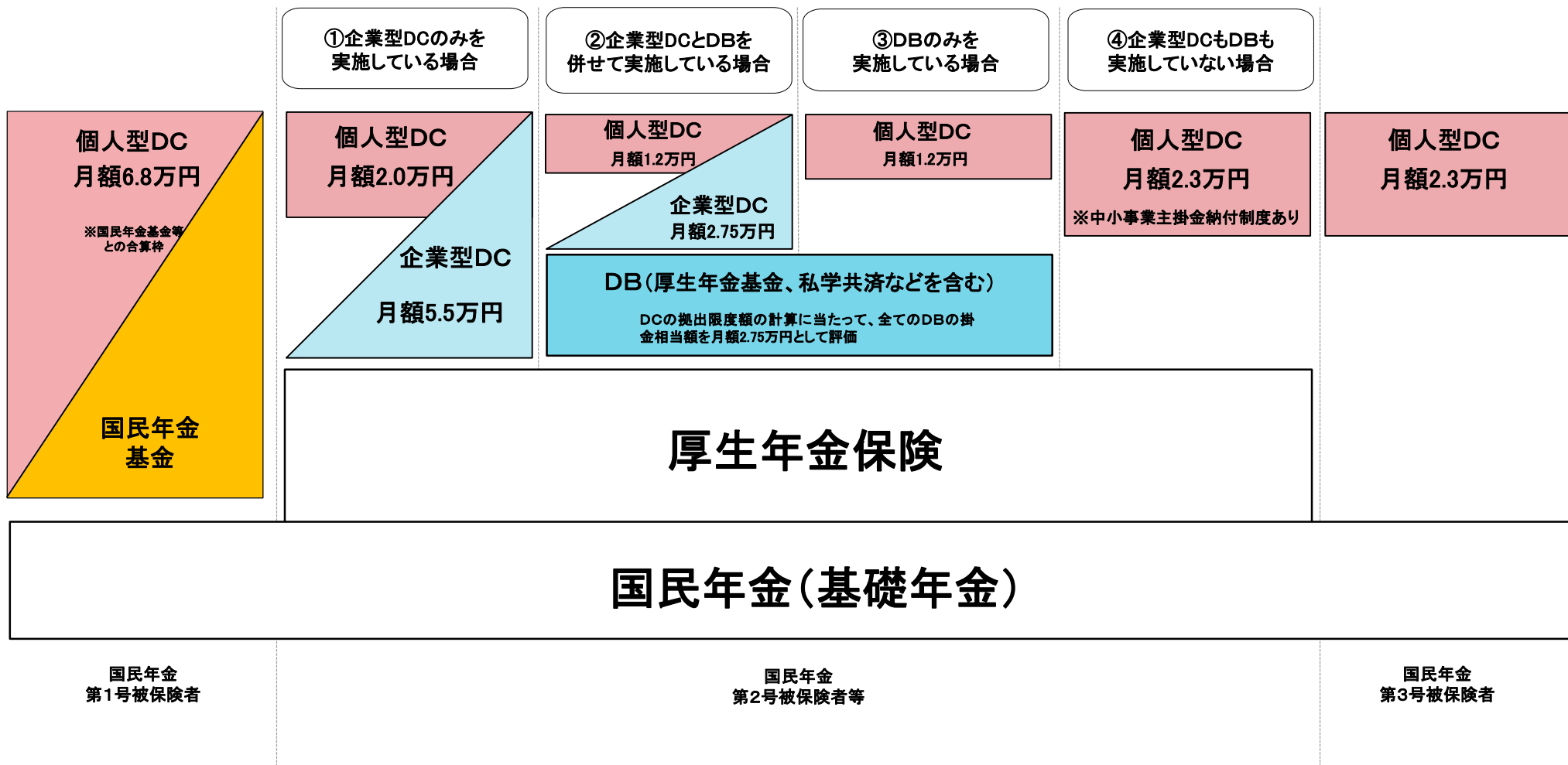


# より公平なDC拠出限度額の設定の検討について

# DCの拠出限度額(2022(令和4)年10月～)



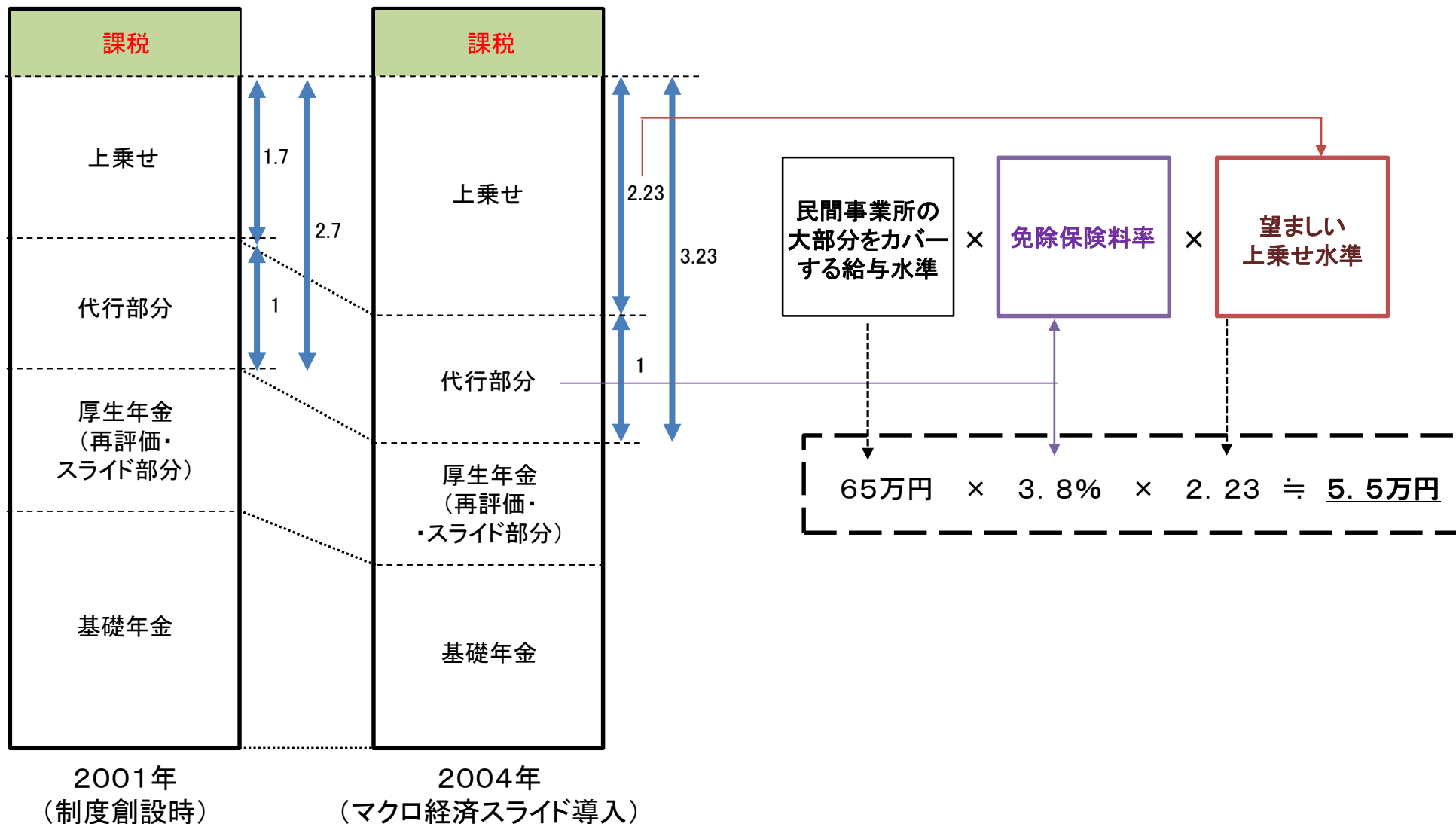
※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

# 企業型DCの拠出限度額

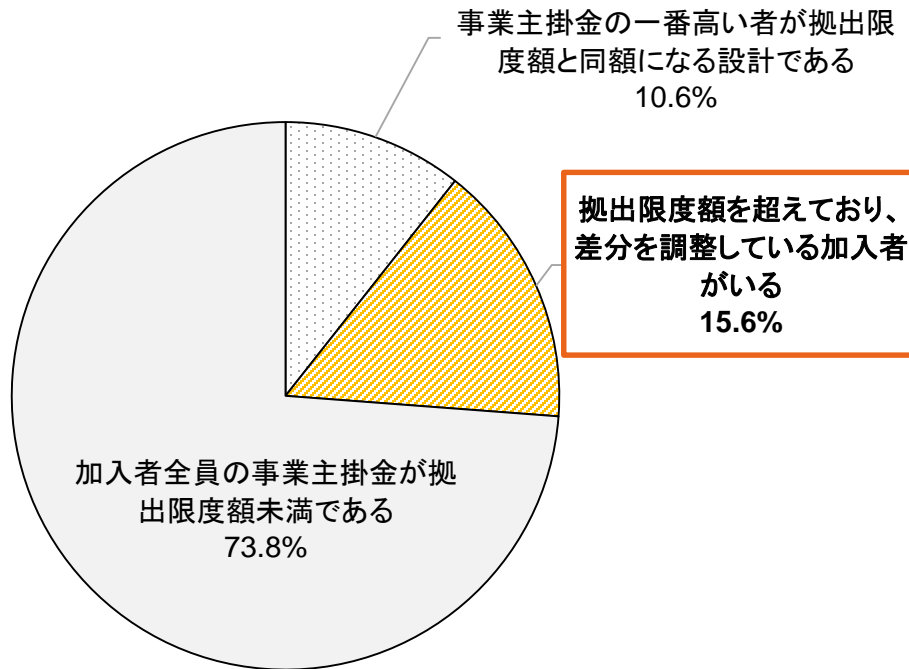
○ 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、厚生年金基金における特別法人税の非課税水準を  
 基に設定した(免除保険料率×2.23倍(当初は1.7倍))。【拠出限度額の金額自体は政令事項】



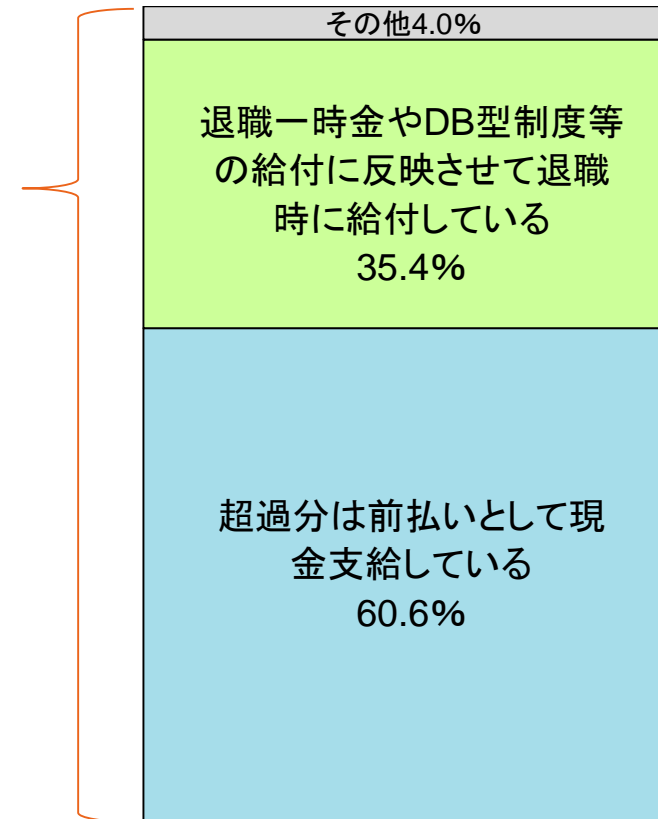
# 企業型DCの拠出限度額を超えた場合の調整状況

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の事業主掛金の額と拠出限度額の関係について尋ねたところ、事業主掛金の一番高い者が拠出限度額と同額になる設計が10.6%、事業主掛金の額が拠出限度額を超えている加入者が存在する企業が15.6%となっている。
- 拠出限度額を超え、差分を調整している場合の調整方法は、拠出限度額を超えた部分を前払いとして給与や賞与に加算が60.6%、他の退職給付制度の給付が35.4%となっている。

## <事業主掛金の額が拠出限度額に達している加入者の状況>



## <拠出限度額を超え、差分を調整している場合の調整方法>

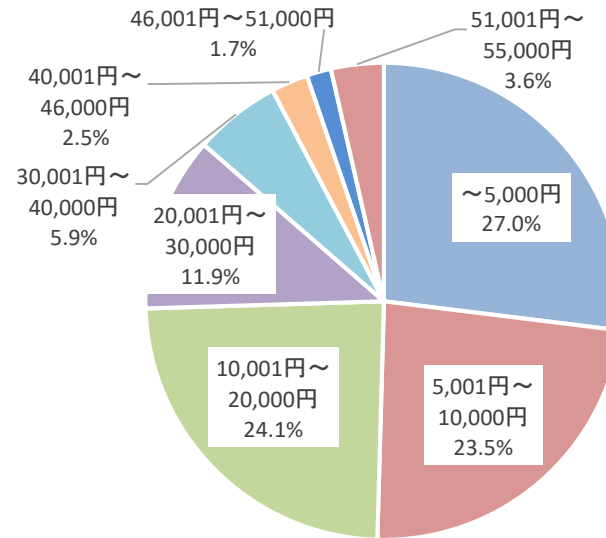


# 企業型DCの事業主掛金額別の加入者割合

【企業型DCのみ実施している場合】

(n=274.6万人)

拠出限度額 月額5.5万円



(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

事業主掛金額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

# 現行拠出限度額に係る給付水準の一つの試算

○ 平均的な賃金カーブの下で、給与のピーク時の掛金が現行拠出限度額である5.5万円となるよう掛金率を設定し、その掛金率をすべての年齢の給与に適用して40年間拠出し続けた場合、運用利回り1.5%のケースで一時金換算額約2,400万円・年金月額約12万円、運用利回り2.0%のケースで一時金換算額約2,600万円・年金月額約13万円となる。

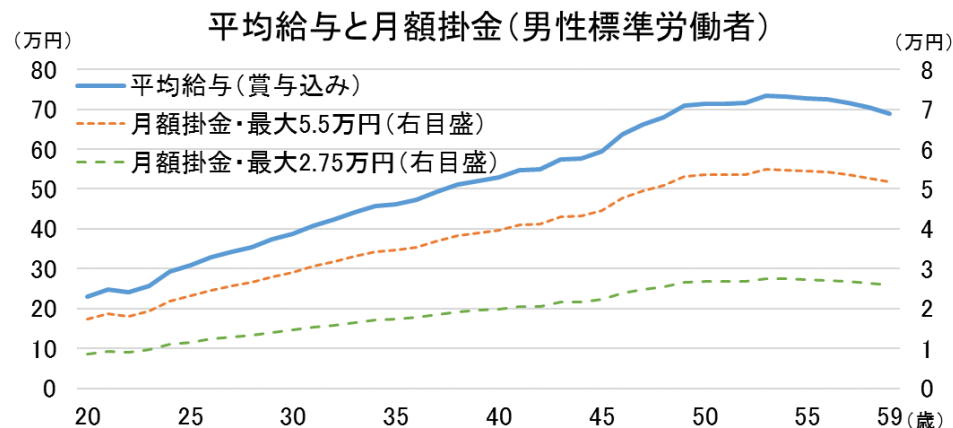
## (試算の前提)

- 平均的な賃金カーブとして、男性標準労働者※の平均給与(賞与込み)(企業規模計・学歴計)を設定(右図参照)。

※ 学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者。なお、賃金データは2018年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)に基づく。

- 掛金率は、給与のピーク時(53歳時点)の掛金が現行拠出限度額である5.5万円(2.75万円)となるように設定(掛金率:7.49%(3.75%))し、それをすべての年齢の給与に適用。

- 拠出期間は20歳~59歳までの40年間、受給期間は60歳~79歳までの20年間(有期年金)と設定。



## (試算結果)

運用利回り		0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%
一時金換算額 [年金月額]	企業型確定拠出年金のみ の場合(限度額5.5万円)	2,032万円 [8.8万円]	2,214万円 [10.1万円]	2,418万円 [11.5万円]	2,648万円 [13.2万円]	2,908万円 [15.1万円]	3,200万円 [17.4万円]
	確定給付企業年金と併用 の場合(限度額2.75万円)	1,016万円 [4.4万円]	1,107万円 [5.0万円]	1,209万円 [5.7万円]	1,324万円 [6.6万円]	1,454万円 [7.5万円]	1,600万円 [8.7万円]

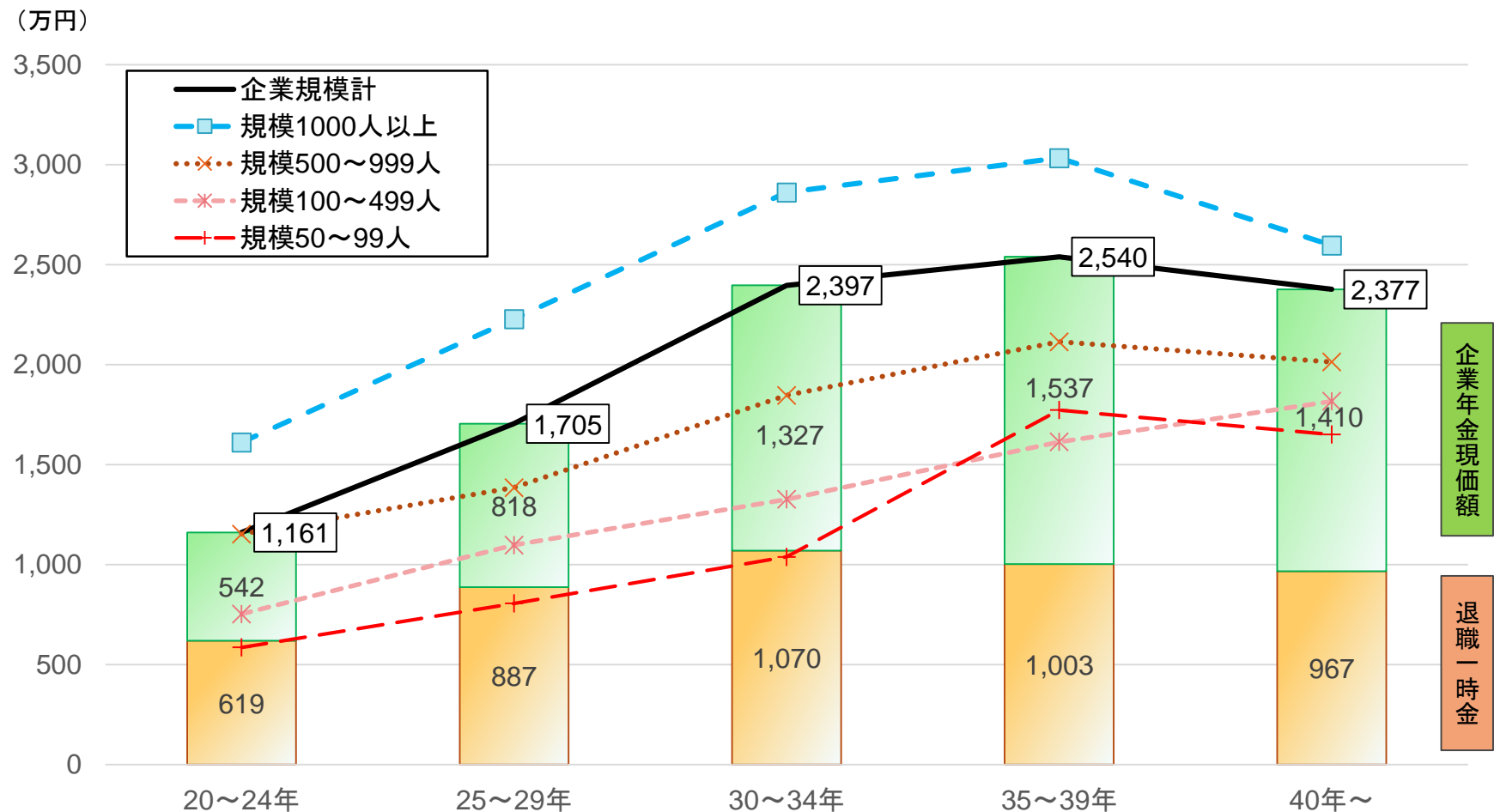
※ 年金は月払いで受け取ることとし、受給時の手数料(iDeCoの場合と同じ432円に設定)を考慮して試算。

※ 表中の一時金換算額は、40年間の拠出期間終了時点における年金資産の一時金換算額。また、[ ]内の数値は、60歳以降に受給する年金月額。

※ 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)によれば、制度導入時に設定した想定利回りの平均は2.00%、制度導入後に見直した想定利回りの平均は1.55%となっている。

# 退職給付水準の状況

- 退職一時金と企業年金現価額を合計した退職給付総額の平均額は、勤続年数30年以上の場合、2,400万円から2,500万円程度。
- これを企業規模別にみると、1,000人以上規模の企業では3,000万円弱程度。



(出所) 人事院「民間企業の勤務条件制度等調査(民間企業退職給付調査)」(2016年)を基に作成

(注) 退職給付水準に関する調査には就労条件総合調査もあるが、上記の調査とは対象範囲が異なる等により、調査結果には幅があることに留意する必要がある。

# 企業型DCの拠出限度額の水準に関する労使の意見

※事務局の責任で抜粋し下線を付したもの

## (第2回日本経済団体連合会提出資料)

平均的な企業の賃金カーブや退職給付水準を考えると、中高年層や役職の高い者の掛金が、企業型確定拠出年金の拠出限度額を超過する。

現在の拠出限度額では、確定拠出年金を主体とした退職給付制度構築は困難であり、引上げを検討いただきたい。

## (第4回部会での小林委員(代理出席 佐藤様)のご発言)

2点目ですが、DCについて、多様な働き方といった中で、やはり個人のポータビリティということを考えますと、今後基幹的な位置づけになりますので、ヒアリングでもいろいろありましたとおり、拠出限度額の引き上げをお願いいたします。

## (第8回日本労働組合総連合会提出資料)

掛金額の状況と加入者拠出にかかる税の公平性を踏まえ、拠出限度額の見直しの必要性について慎重に検討すべきである。

## (第4回部会での内田委員のご発言)

まず企業型DCの拠出限度額については、ヒアリングで複数の団体様から意見があったところですが、スライドの23にありますとおり、実態として事業主の掛金が拠出限度額未満であるところが約8割と大勢を占めております。さらに、給付面から見ても、スライドの24にあります。その試算によりますと、運用利回り1.5%で、60歳以降の受給月額が11.5万円とあります。それに2014年の財政検証によるモデル世帯の公的年金受給月額、21.8万円を加えますと33.8万円となります。この水準はスライドの21にあります老後の最低日常生活費と老後のゆとりのための上乗せ額の推移の月額の2016年の赤い囲みの下、ゆとりある老後の生活費の34.9万円と比較しても余り遜色はないと思います。このような現状を踏まえますと、拠出限度額の引き上げについては、どれだけ必然性があるといえるか、きちんと検討をすべきではないかと思います。



## 議論いただきたい点( I 企業型DCの拠出限度額の水準)

- 企業型DCの拠出限度額の水準(現行月額5.5万円)について、どう考えるか。

# DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額

- 確定給付型(厚生年金基金、確定給付企業年金(DB)など)を併せて実施する場合の企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額(現行月額5.5万円)の一律半額(現行月額2.75万円)とした。【拠出限度額の金額自体は政令事項】
- これは、確定給付型に加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額から、確定給付型に拠出する掛金相当額を控除するという基本的な考え方に立ち、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の給付水準の平均から、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額(現行月額5.5万円)の一律半額としたものであるが、公平性の観点から課題とされてきた点である。

【2007(平成19)年7月 厚生労働省年金局・企業年金研究会「企業年金制度の施行状況の検証結果」一抄一】

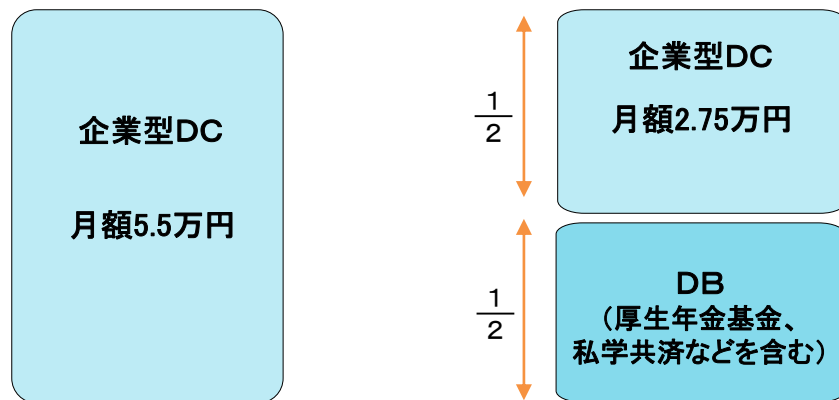
現状の取扱いはやむを得ない措置であると考えられるが、なおきめ細かい対応ができないか、実務上の対応の可能性を含め、引き続き検討すべきである。

【2019(平成31)年3月 企業年金連合会「企業年金制度研究会における議論の整理」一抄一】

DB等がある場合のDCの拠出限度額は、厚生年金基金の上乗せ部分の平均的な給付水準の実績が努力目標水準のおおむね1/2であったことを根拠にDB等がない場合の拠出限度額に一律に1/2を乗じたものとされているが、DB等の実態を踏まえ、1/2とする仕組みの是非も含め、精査する必要があるのではないかとされている。

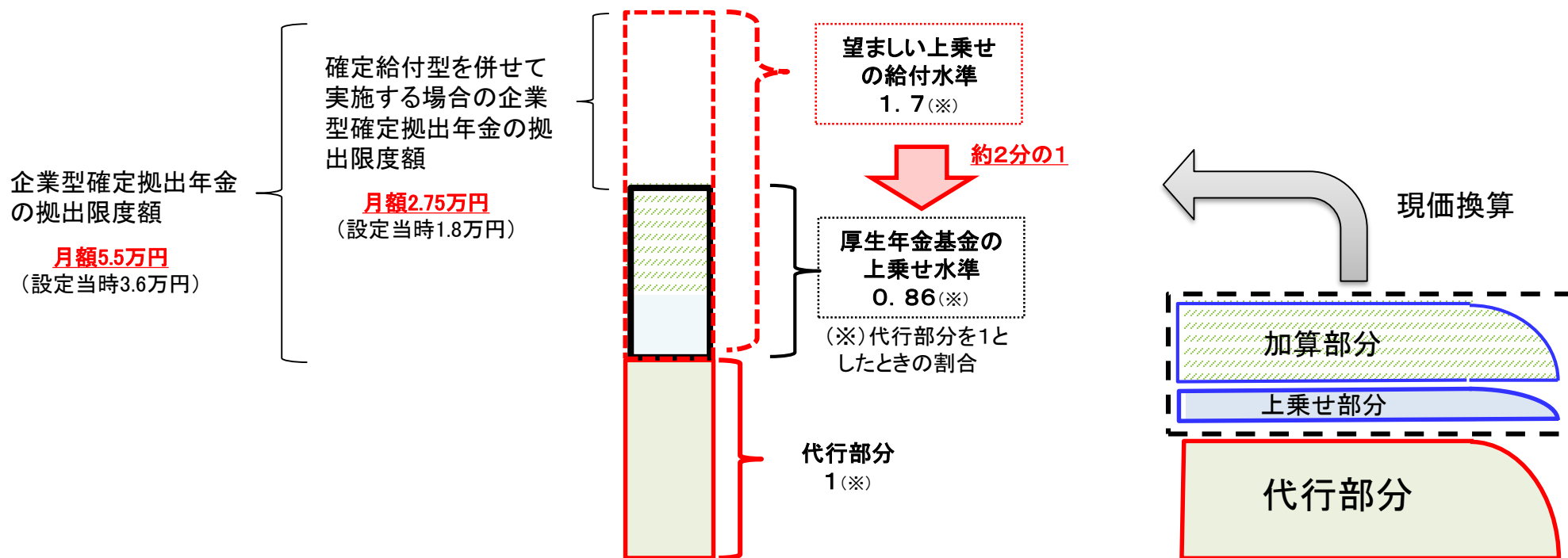
厚生年金基金における非課税水準を基に設定

確定給付型を併せて実施する場合は一律2分の1



# DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額(制度創設時の状況)

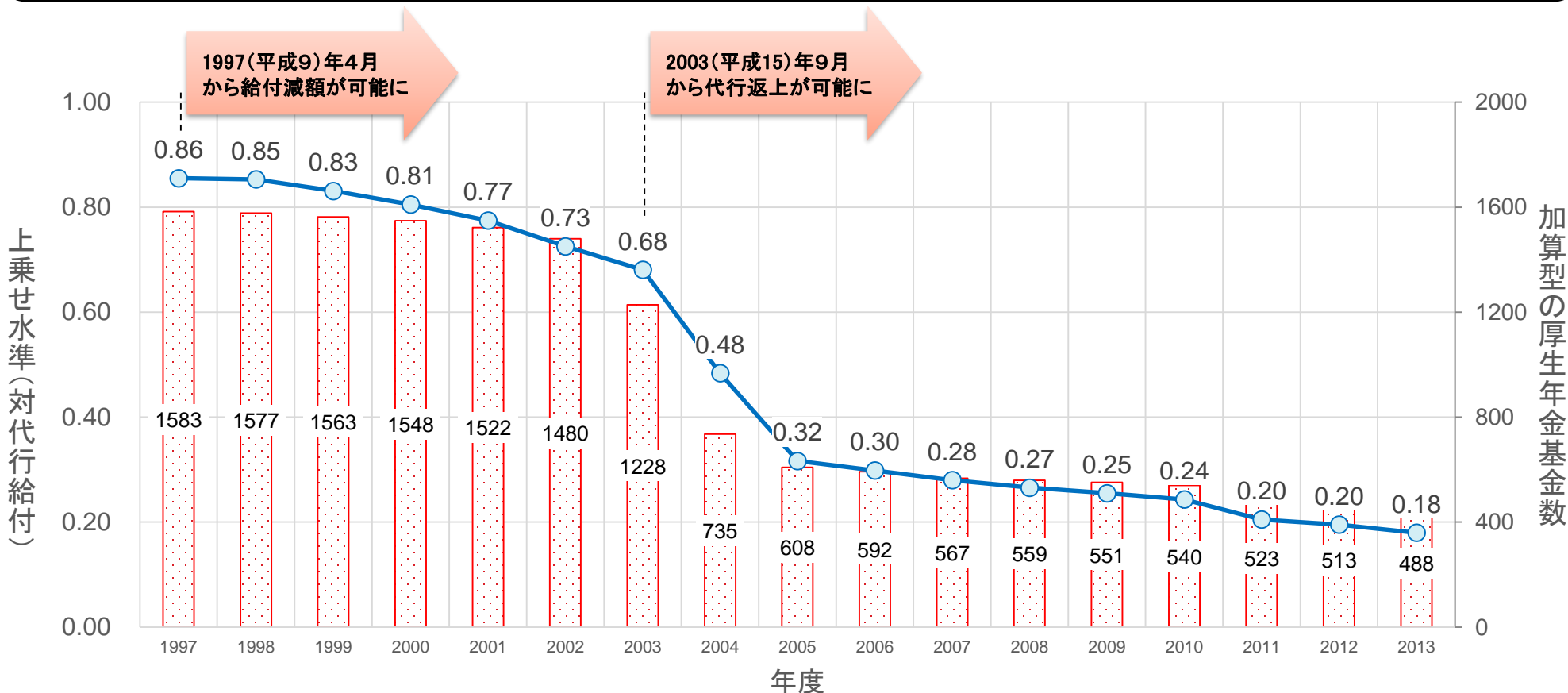
- 厚生年金基金には代行部分に上乗せして支給する独自の給付がある。
- この上乗せ水準は、基金ごとに、また、基金の加入者ごとにも差があったが、確定拠出年金制度創設の検討当時、各基金の上乗せ水準の平均は、代行部分の0.86に相当した。当時の「望ましい上乗せ水準」は、代行部分の1.7であったことから、上乗せ水準の平均は、「望ましい上乗せ水準」の概ね2分の1に相当した。
- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は「望ましい上乗せ水準」を掛金ベースに変換することで設定したが、確定給付型を併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、各基金の上乗せ水準の平均が「望ましい上乗せ水準」の概ね2分の1だったことを考慮し、企業型DCのみを実施する場合の一律半額とした。



注 厚生年金基金には加算型・代行型・共済型があったが、大多数を占めていた加算型の厚生年金基金1583の上乗せ水準の平均したもの

# 厚生年金基金における上乗せ水準の平均の推移

- 1997(平成9)年以降、厚生年金基金の給付水準は低下したが、確定給付型を併せて実施する場合の企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、この給付水準の低下前の水準を基に設定されている。
- 2003(平成15)年9月からは、代行返上が可能となったことに伴い、給付水準の比較的高い単独・連合型の厚生年金基金が大きく減少し、給付水準の平均は低下した。
- 健全化法(※)が施行された2014(平成26)年度以降は解散・代行返上で厚生年金基金数が大幅に減少している。

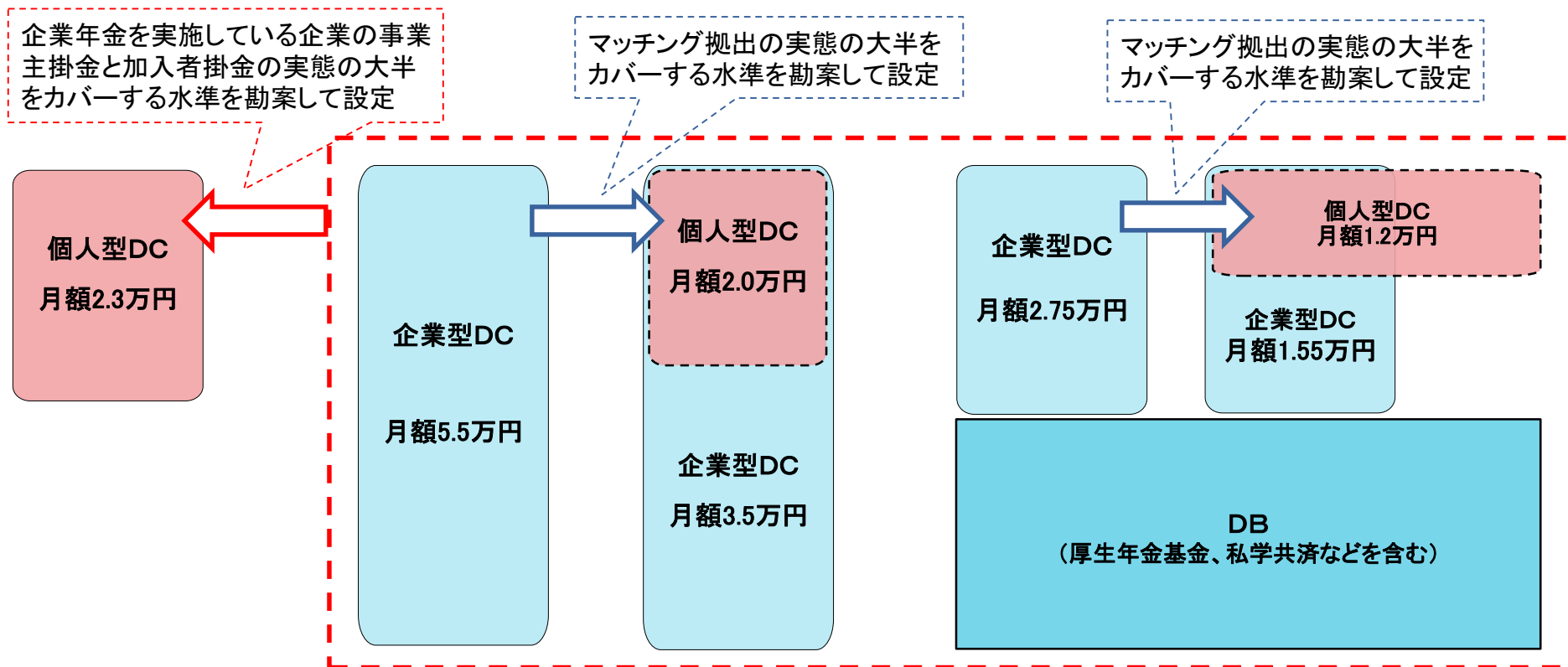


(出所) 2002(平成14)年度までは厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業報告書」より、2003(平成15)年度以降は厚生年金基金の業務報告書より作成

(※) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)

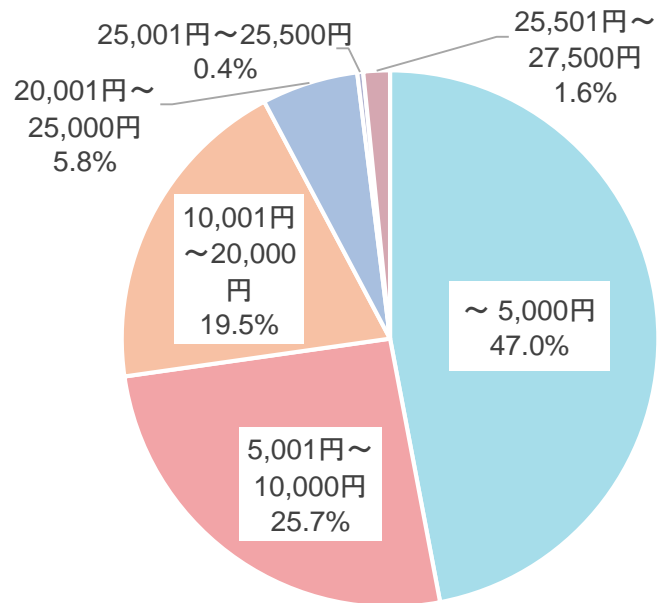
# 個人型DC (iDeCo) の拠出限度額の考え方

- 企業年金がある国民年金第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額2.0万円又は月額1.2万円)は、マッチング拠出の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定した。
- 企業年金がない国民年金第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額2.3万円)は、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定した。【拠出限度額の金額自体は政令事項】

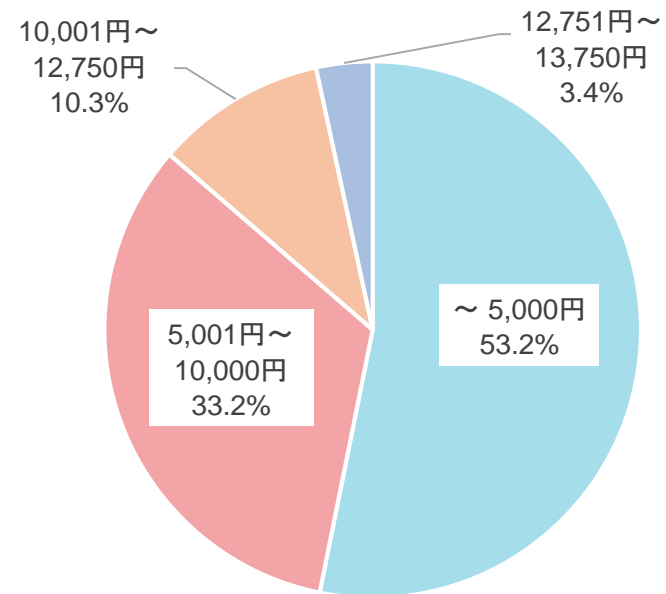


# 企業型DCにおけるマッチング拠出の拠出状況

【企業型DCのみを実施している場合】  
(n=31.4万人)  
拠出限度額 月額5.5万円  
(加入者掛金の限度は、月額2.75万円)



【企業型DCと確定給付型を実施している場合】  
(n=69.1万人)  
拠出限度額 月額2.75万円  
(加入者掛金の限度は、月額1.375万円)



(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの  
拠出額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額



# 第2号被保険者の個人型DC(iDeCo)加入時の事業主証明等

- iDeCoの加入資格や拠出限度額の管理を行う国民年金基金連合会は、日本年金機構との情報連携により、iDeCo加入者の公的年金被保険者資格の種別と保険料納付状況を把握している。
- 加えて、第2号被保険者については、企業年金(企業型DC・DB)の加入状況を確認するため、**従業員のiDeCo加入時における事業主証明の発行と、年1回の現況確認**を必要としている。【省令等事項】
- この事業主の事務は、DC制度創設時は企業年金を実施していない事業主のみが対象であったが、**現在は第2号被保険者の全てがiDeCoに加入できることとなったため、全ての事業主で実施**する必要がある。

## <第2号被保険者の個人型DC加入時の事業主証明書>

国民年金基金連合会 届出コード 13002 事業主発行

### 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入欄には正確なうえ、ご記入ください。  
●毎月のお金庫には上掲があります。詳しくは記入要領でご確認ください。  
●訂正は、訂正部分に二重線で囲み、修正部分の両面赤印に訂正事項をご記入の上、訂正に必要の届出訂正印を捺印していただきます(申出者の情報欄、申出者の訂正印、事業主の情報欄、事業主の訂正印)

#### 1. 申出者の情報

申出者氏名 **年金 一郎**  
 基礎年金番号 **1234-567890**  
 希望する拠金の納付方法  事業主払込  個人払込

#### 2. 拠出区分

掛金は下記の毎月定額で納付します。  納付月と金額を指定して納付します。  
 毎月の拠金額 **2000**円

#### 3. 事業主の署名および押印等

解任番号 **123-4567** 電話番号 **12-3456-7890**  
 申出者に対して、個人型年金の加入資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録をお願いします。  
 発行日 令和 **1年** **12月** **12日**  
 〒 **東京都** **〇〇区** **△△1-23-456**  **ビル**  
 フラワー **マルマル** (カ)  
**〇〇株式会社**  
 代表取締役 年金 太郎

#### 4. 企業年金制度等の加入状況

番号 **10**  
 右ページのフローチャートを実施し、該当番号を左欄にご記入ください。

#### 5. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所名称等

郵便番号 関係番号

#### 6. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

「事業主払込」で登録済  企業型確定拠出年金  企業型確定拠出年金および厚生年金  
 「個人払込」で登録済  企業型確定拠出年金  企業型確定拠出年金および厚生年金  
 いずれの登録もない  わからない

#### 7. 拠金の納付方法 必ずいずれかを選択してください

申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。  
 申出者が希望しているため、「個人払込」とする。  
 申出者が「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。  
 申出者が「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

#### 8. 資格取得年月月

資格取得年月月	選択番号(資格制度の種類)	同制度の実施主体	同制度の拠金率等
09/04/01	① 事業所内で実施している被保険者	事業主	月給率10.3%
09/04/01	② 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	③ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	④ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	⑤ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	⑥ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	⑦ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	⑧ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	⑨ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金
09/04/01	⑩ 中核科(特)の企業型確定拠出年金(企業型確定拠出年金) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	中央企業型確定拠出年金

※事業主の立場の場合、事業主の住所および氏名を記載し、事業所印を捺印してください。

### 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況を把握してください。  
 ●該当項目にはしるしをご記入ください。  
 ●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。  
 ●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~15)を左記の項目4の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。

申出者は60歳未満の厚生年金保険の被保険者です。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。  
 ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**  
 ※1 厚生年金基金、確定拠出企業年金、石炭鉱業年金基金

申出者は以下のいずれかに該当します。  
 ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**  
 ※1 厚生年金基金、確定拠出企業年金

申出者は共済組合員(※2)です。  
 (※2) 国民共済組合連合会、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

申出者は以下のいずれかに該当します。  
 ●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**  
 ※3 厚生年金基金、確定拠出企業年金

企業型確定拠出年金拠出での加入者は個人型年金加入者になることができます。と定めています。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

申出者は以下のいずれかに該当します。  
 ●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。  はい  いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**  
 ※3 厚生年金基金、確定拠出企業年金

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ  
 iDeCoの申込みには、必ずしも事業主の証明が必要で、ご協力をお願いします。  
 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。  
 Web: iDeCo公式サイト「事業主の方へ」  
 TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

## <現況確認書>

### 第2号加入者の届出書(事業主取りまとめ)兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

国民年金基金連合会 届出日 令和 年 月 日

当社が使用する次に掲げる個人型確定拠出年金の第2号加入者に關し、その資格について取りまとめ、下記のとおり届け出いたします。併せて、下記の事項について確認いただき、ご証明をお願いします。

事業主(届出者)  
 事業主名称 (個人事業主の場合は事業主氏名) 印  
 代表取締役 社印  
 役員事務所属等 所属先  
 個人型年金の届出者(個人)の氏名

下記の「対象者一覧」の個人型確定拠出年金加入者に關する加入継続可否の証明となりますので、以下の【問1】、【問2】、【問3】をご確認いただき、ご回答ください。(該当項目の□を塗りつぶしてください。)

【問1】 届出日現在において、既に退職済み(注1)の方がいますか? 退職済みの方については、下表「【問1】回答欄」の□を塗りつぶしてください。また、退職済みの方については、下表「【問1】回答欄」の□を塗りつぶしてください。退職済みの方については、下表「【問1】回答欄」の□を塗りつぶしてください。退職済みの方については、下表「【問1】回答欄」の□を塗りつぶしてください。

【問2】 貴事業所で実施している企業年金制度で、「企業型確定拠出年金制度(注2)」がありますか? 【無き場合】 下表「【問2】回答欄」の記入は不要です。【有り場合】 以下①②の条件を満たすことをご確認ください。① 下掲の個人型確定拠出年金の加入者が、「企業型確定拠出年金」の加入者である。② 貴事業所の「企業型確定拠出年金制度」において、「貴加入者が個人型確定拠出年金の加入者になること」ができる」と定めていない。(個人型確定拠出年金への加入者となることを認めない) ※上記①②の両方に該当する場合は、個人型確定拠出年金の加入資格が無効となります。下表「【問2】回答欄」の□を塗りつぶしてください。両方に該当しない場合は、下表「【問2】回答欄」の記入は不要です。【問3】へ進んでください。資格なしにご回答いただいた方は「【問3】」のご回答は不要です。

【問3】 現在の申告状況(下表A欄)から企業年金等の加入状況に変更がありますか? 現在の加入者のうち「個人型確定拠出年金」(注3)の加入者、(注4)の加入者(注5)の加入者(注6)の加入者(注7)の加入者(注8)の加入者(注9)の加入者(注10)の加入者(注11)の加入者(注12)の加入者(注13)の加入者(注14)の加入者(注15)の加入者(注16)の加入者(注17)の加入者(注18)の加入者(注19)の加入者(注20)の加入者(注21)の加入者(注22)の加入者(注23)の加入者(注24)の加入者(注25)の加入者(注26)の加入者(注27)の加入者(注28)の加入者(注29)の加入者(注30)の加入者(注31)の加入者(注32)の加入者(注33)の加入者(注34)の加入者(注35)の加入者(注36)の加入者(注37)の加入者(注38)の加入者(注39)の加入者(注40)の加入者(注41)の加入者(注42)の加入者(注43)の加入者(注44)の加入者(注45)の加入者(注46)の加入者(注47)の加入者(注48)の加入者(注49)の加入者(注50)の加入者(注51)の加入者(注52)の加入者(注53)の加入者(注54)の加入者(注55)の加入者(注56)の加入者(注57)の加入者(注58)の加入者(注59)の加入者(注60)の加入者(注61)の加入者(注62)の加入者(注63)の加入者(注64)の加入者(注65)の加入者(注66)の加入者(注67)の加入者(注68)の加入者(注69)の加入者(注70)の加入者(注71)の加入者(注72)の加入者(注73)の加入者(注74)の加入者(注75)の加入者(注76)の加入者(注77)の加入者(注78)の加入者(注79)の加入者(注80)の加入者(注81)の加入者(注82)の加入者(注83)の加入者(注84)の加入者(注85)の加入者(注86)の加入者(注87)の加入者(注88)の加入者(注89)の加入者(注90)の加入者(注91)の加入者(注92)の加入者(注93)の加入者(注94)の加入者(注95)の加入者(注96)の加入者(注97)の加入者(注98)の加入者(注99)の加入者(注100)の加入者(注101)の加入者(注102)の加入者(注103)の加入者(注104)の加入者(注105)の加入者(注106)の加入者(注107)の加入者(注108)の加入者(注109)の加入者(注110)の加入者(注111)の加入者(注112)の加入者(注113)の加入者(注114)の加入者(注115)の加入者(注116)の加入者(注117)の加入者(注118)の加入者(注119)の加入者(注120)の加入者(注121)の加入者(注122)の加入者(注123)の加入者(注124)の加入者(注125)の加入者(注126)の加入者(注127)の加入者(注128)の加入者(注129)の加入者(注130)の加入者(注131)の加入者(注132)の加入者(注133)の加入者(注134)の加入者(注135)の加入者(注136)の加入者(注137)の加入者(注138)の加入者(注139)の加入者(注140)の加入者(注141)の加入者(注142)の加入者(注143)の加入者(注144)の加入者(注145)の加入者(注146)の加入者(注147)の加入者(注148)の加入者(注149)の加入者(注150)の加入者(注151)の加入者(注152)の加入者(注153)の加入者(注154)の加入者(注155)の加入者(注156)の加入者(注157)の加入者(注158)の加入者(注159)の加入者(注160)の加入者(注161)の加入者(注162)の加入者(注163)の加入者(注164)の加入者(注165)の加入者(注166)の加入者(注167)の加入者(注168)の加入者(注169)の加入者(注170)の加入者(注171)の加入者(注172)の加入者(注173)の加入者(注174)の加入者(注175)の加入者(注176)の加入者(注177)の加入者(注178)の加入者(注179)の加入者(注180)の加入者(注181)の加入者(注182)の加入者(注183)の加入者(注184)の加入者(注185)の加入者(注186)の加入者(注187)の加入者(注188)の加入者(注189)の加入者(注190)の加入者(注191)の加入者(注192)の加入者(注193)の加入者(注194)の加入者(注195)の加入者(注196)の加入者(注197)の加入者(注198)の加入者(注199)の加入者(注200)の加入者(注201)の加入者(注202)の加入者(注203)の加入者(注204)の加入者(注205)の加入者(注206)の加入者(注207)の加入者(注208)の加入者(注209)の加入者(注210)の加入者(注211)の加入者(注212)の加入者(注213)の加入者(注214)の加入者(注215)の加入者(注216)の加入者(注217)の加入者(注218)の加入者(注219)の加入者(注220)の加入者(注221)の加入者(注222)の加入者(注223)の加入者(注224)の加入者(注225)の加入者(注226)の加入者(注227)の加入者(注228)の加入者(注229)の加入者(注230)の加入者(注231)の加入者(注232)の加入者(注233)の加入者(注234)の加入者(注235)の加入者(注236)の加入者(注237)の加入者(注238)の加入者(注239)の加入者(注240)の加入者(注241)の加入者(注242)の加入者(注243)の加入者(注244)の加入者(注245)の加入者(注246)の加入者(注247)の加入者(注248)の加入者(注249)の加入者(注250)の加入者(注251)の加入者(注252)の加入者(注253)の加入者(注254)の加入者(注255)の加入者(注256)の加入者(注257)の加入者(注258)の加入者(注259)の加入者(注260)の加入者(注261)の加入者(注262)の加入者(注263)の加入者(注264)の加入者(注265)の加入者(注266)の加入者(注267)の加入者(注268)の加入者(注269)の加入者(注270)の加入者(注271)の加入者(注272)の加入者(注273)の加入者(注274)の加入者(注275)の加入者(注276)の加入者(注277)の加入者(注278)の加入者(注279)の加入者(注280)の加入者(注281)の加入者(注282)の加入者(注283)の加入者(注284)の加入者(注285)の加入者(注286)の加入者(注287)の加入者(注288)の加入者(注289)の加入者(注290)の加入者(注291)の加入者(注292)の加入者(注293)の加入者(注294)の加入者(注295)の加入者(注296)の加入者(注297)の加入者(注298)の加入者(注299)の加入者(注300)の加入者(注301)の加入者(注302)の加入者(注303)の加入者(注304)の加入者(注305)の加入者(注306)の加入者(注307)の加入者(注308)の加入者(注309)の加入者(注310)の加入者(注311)の加入者(注312)の加入者(注313)の加入者(注314)の加入者(注315)の加入者(注316)の加入者(注317)の加入者(注318)の加入者(注319)の加入者(注320)の加入者(注321)の加入者(注322)の加入者(注323)の加入者(注324)の加入者(注325)の加入者(注326)の加入者(注327)の加入者(注328)の加入者(注329)の加入者(注330)の加入者(注331)の加入者(注332)の加入者(注333)の加入者(注334)の加入者(注335)の加入者(注336)の加入者(注337)の加入者(注338)の加入者(注339)の加入者(注340)の加入者(注341)の加入者(注342)の加入者(注343)の加入者(注344)の加入者(注345)の加入者(注346)の加入者(注347)の加入者(注348)の加入者(注349)の加入者(注350)の加入者(注351)の加入者(注352)の加入者(注353)の加入者(注354)の加入者(注355)の加入者(注356)の加入者(注357)の加入者(注358)の加入者(注359)の加入者(注360)の加入者(注361)の加入者(注362)の加入者(注363)の加入者(注364)の加入者(注365)の加入者(注366)の加入者(注367)の加入者(注368)の加入者(注369)の加入者(注370)の加入者(注371)の加入者(注372)の加入者(注373)の加入者(注374)の加入者(注375)の加入者(注376)の加入者(注377)の加入者(注378)の加入者(注379)の加入者(注380)の加入者(注381)の加入者(注382)の加入者(注383)の加入者(注384)の加入者(注385)の加入者(注386)の加入者(注387)の加入者(注388)の加入者(注389)の加入者(注390)の加入者(注391)の加入者(注392)の加入者(注393)の加入者(注394)の加入者(注395)の加入者(注396)の加入者(注397)の加入者(注398)の加入者(注399)の加入者(注400)の加入者(注401)の加入者(注402)の加入者(注403)の加入者(注404)の加入者(注405)の加入者(注406)の加入者(注407)の加入者(注408)の加入者(注409)の加入者(注410)の加入者(注411)の加入者(注412)の加入者(注413)の加入者(注414)の加入者(注415)の加入者(注416)の加入者(注417)の加入者(注418)の加入者(注419)の加入者(注420)の加入者(注421)の加入者(注422)の加入者(注423)の加入者(注424)の加入者(注425)の加入者(注426)の加入者(注427)の加入者(注428)の加入者(注429)の加入者(注430)の加入者(注431)の加入者(注432)の加入者(注433)の加入者(注434)の加入者(注435)の加入者(注436)の加入者(注437)の加入者(注438)の加入者(注439)の加入者(注440)の加入者(注441)の加入者(注442)の加入者(注443)の加入者(注444)の加入者(注445)の加入者(注446)の加入者(注447)の加入者(注448)の加入者(注449)の加入者(注450)の加入者(注451)の加入者(注452)の加入者(注453)の加入者(注454)の加入者(注455)の加入者(注456)の加入者(注457)の加入者(注458)の加入者(注459)の加入者(注460)の加入者(注461)の加入者(注462)の加入者(注463)の加入者(注464)の加入者(注465)の加入者(注466)の加入者(注467)の加入者(注468)の加入者(注469)の加入者(注470)の加入者(注471)の加入者(注472)の加入者(注473)の加入者(注474)の加入者(注475)の加入者(注476)の加入者(注477)の加入者(注478)の加入者(注479)の加入者(注480)の加入者(注481)の加入者(注482)の加入者(注483)の加入者(注484)の加入者(注485)の加入者(注486)の加入者(注487)の加入者(注488)の加入者(注489)の加入者(注490)の加入者(注491)の加入者(注492)の加入者(注493)の加入者(注494)の加入者(注495)の加入者(注496)の加入者(注497)の加入者(注498)の加入者(注499)の加入者(注500)の加入者(注501)の加入者(注502)の加入者(注503)の加入者(注504)の加入者(注505)の加入者(注506)の加入者(注507)の加入者(注508)の加入者(注509)の加入者(注510)の加入者(注511)の加入者(注512)の加入者(注513)の加入者(注514)の加入者(注515)の加入者(注516)の加入者(注517)の加入者(注518)の加入者(注519)の加入者(注520)の加入者(注521)の加入者(注522)の加入者(注523)の加入者(注524)の加入者(注525)の加入者(注526)の加入者(注527)の加入者(注528)の加入者(注529)の加入者(注530)の加入者(注531)の加入者(注532)の加入者(注533)の加入者(注534)の加入者(注535)の加入者(注536)の加入者(注537)の加入者(注538)の加入者(注539)の加入者(注540)の加入者(注541)の加入者(注542)の加入者(注543)の加入者(注544)の加入者(注545)の加入者(注546)の加入者(注547)の加入者(注548)の加入者(注549)の加入者(注550)の加入者(注551)の加入者(注552)の加入者(注553)の加入者(注554)の加入者(注555)の加入者(注556)の加入者(注557)の加入者(注558)の加入者(注559)の加入者(注560)の加入者(注561)の加入者(注562)の加入者(注563)の加入者(注564)の加入者(注565)の加入者(注566)の加入者(注567)の加入者(注568)の加入者(注569)の加入者(注570)の加入者(注571)の加入者(注572)の加入者(注573)の加入者(注574)の加入者(注575)の加入者(注576)の加入者(注577)の加入者(注578)の加入者(注579)の加入者(注580)の加入者(注581)の加入者(注582)の加入者(注583)の加入者(注584)の加入者(注585)の加入者(注586)の加入者(注587)の加入者(注588)の加入者(注589)の加入者(注590)の加入者(注591)の加入者(注592)の加入者(注593)の加入者(注594)の加入者(注595)の加入者(注596)の加入者(注597)の加入者(注598)の加入者(注599)の加入者(注600)の加入者(注601)の加入者(注602)の加入者(注603)の加入者(注604)の加入者(注605)の加入者(注606)の加入者(注607)の加入者(注608)の加入者(注609)の加入者(注610)の加入者(注611)の加入者(注612)の加入者(注613)の加入者(注614)の加入者(注615)の加入者(注616)の加入者(注617)の加入者(注618)の加入者(注619)の加入者(注620)の加入者(注621)の加入者(注622)の加入者(注623)の加入者(注624)の加入者(注625)の加入者(注626)の加入者(注627)の加入者(注628)の加入者(注629)の加入者(注630)の加入者(注631)の加入者(注632)の加入者(注633)の加入者(注634)の加入者(注635)の加入者(注636)の加入者(注637)の加入者(注638)の加入者(注639)の加入者(注640)の加入者(注641)の加入者(注642)の加入者(注643)の加入者(注644)の加入者(注645)の加入者(注646)の加入者(注647)の加入者(注648)の加入者(注649)の加入者(注650)の加入者(注651)の加入者(注652)の加入者(注653)の加入者(注654)の加入者(注655)の加入者(注656)の加入者(注657)の加入者(注658)の加入者(注659)の加入者(注660)の加入者(注661)の加入者(注662)の加入者(注663)の加入者(注664)の加入者(注665)の加入者(注666)の加入者(注667)の加入者(注668)の加入者(注669)の加入者(注670)の加入者(注671)の加入者(注672)の加入者(注673)の加入者(注674)の加入者(注675)の加入者(注676)の加入者(注677)の加入者(注678)の加入者(注679)の加入者(注680)の加入者(注681)の加入者(注682)の加入者(注683)の加入者(注684)の加入者(注685)の加入者(注686)の加入者(注687)の加入者(注688)の加入者(注689)の加入者(注690)の加入者(注691)の加入者(注692)の加入者(注693)の加入者(注694)の加入者(注695)の加入者(注696)の加入者(注697)の加入者(注698)の加入者(注699)の加入者(注700)の加入者(注701)の加入者(注702)の加入者(注703)の加入者(注704)の加入者(注705)の加入者(注706)の加入者(注707)の加入者(注708)の加入者(注709)の加入者(注710)の加入者(注711)の加入者(注712)の加入者(注713)の加入者(注714)の加入者(注715)の加入者(注716)の加入者(注717)の加入者(注718)の加入者(注719)の加入者(注720)の加入者(注721)の加入者(注722)の加入者(注723)の加入者(注724)の加入者(注725)の加入者(注726)の加入者(注727)の加入者(注728)の加入者(注729)の加入者(注730)の加入者(注731)の加入者(注732)の加入者(注733)の加入者(注734)の加入者(注735)の加入者(注736)の加入者(注737)の加入者(注738)の加入者(注739)の加入者(注740)の加入者(注741)の加入者(注742)の加入者(注743)の加入者(注744)の加入者(注745)の加入者(注746)の加入者(注747)の加入者(注748)の加入者(注749)の加入者(注750)の加入者(注751)の加入者(注752)の加入者(注753)の加入者(注754)の加入者(注755)の加入者(注756)の加入者(注757)の加入者(注758)の加入者(注759)の加入者(注760)の加入者(注761)の加入者(注762)の加入者(注763)の加入者(注764)の加入者(注765)の加入者(注766)の加入者(注767)の加入者(注768)の加入者(注769)の加入者(注770)の加入者(注771)の加入者(注772)の加入者(注773)の加入者(注774)の加入者(注775)の加入者(注776)の加入者(注777)の加入者(注778)の加入者(注779)の加入者(注780)の加入者(注781)の加入者(注782)の加入者(注783)の加入者(注784)の加入者(注785)の加入者(注786)の加入者(注787)の加入者(注788)の加入者(注789)の加入者(注790)の加入者(注791)の加入者(注792)の加入者(注793)の加入者(注794)の加入者(注795)の加入者(注796)の加入者(注797)の加入者(注798)の加入者(注799)の加入者(注800)の加入者(注801)の加入者(注802)の加入者(注803)の加入者(注804)の加入者(注805)の加入者(注806)の加入者(注807)の加入者(注808)の加入者(注809)の加入者(注810)の加入者(注811)の加入者(注812)の加入者(注813)の加入者(注814)の加入者(注815)の加入者(注816)の加入者(注817)の加入者(注818)の加入者(注819)の加入者(注820)の加入者(注821)の加入者(注822)の加入者(注823)の加入者(注824)の加入者(注825)の加入者(注826)の加入者(注827)の加入者(注828)の加入者(注829)の加入者(注830)の加入者(注831)の加入者(注832)の加入者(注833)の加入者(注834)の加入者(注835)の加入者(注836)の加入者(注837)の加入者(注838)の加入者(注839)の加入者(注840)の加入者(注841)の加入者(注842)の加入者(注843)の加入者(注844)の加入者(注845)の加入者(注846)の加入者(注847)の加入者(注848)の加入者(注849)の加入者(注850)の加入者(注851)の加入者(注852)の加入者(注853)の加入者(注854)の加入者(注855)の加入者(注856)の加入者(注857)の加入者(注858)の加入者(注859)の加入者(注860)の加入者(注861)の加入者(注862)の加入者(注863)の加入者(注864)の加入者(注865)の加入者(注866)の加入者(注867)の加入者(注868)の加入者(注869)の加入者(注870)の加入者(注871)の加入者(注872)の加入者(注873)の加入者(注874)の加入者(注875)の加入者(注876)の加入者(注877)の加入者(注878)の加入者(注879)の加入者(注880)の加入者(注881)の加入者(注882)の加入者(注883)の加入者(注884)の加入者(注885)の加入者(注886)の加入者(注887)の加入者(注888)の加入者(注889)の加入者(注890)の加入者(注891)の加入者(注892)の加入者(注893)の加入者(注894)の加入者(注895)の加入者(注896)の加入者(注897)の加入者(注898)の加入者(注899)の加入者(注900)の加入者(注901)の加入者(注902)の加入者(注903)の加入者(注904)の加入者(注905)の加入者(注906)の加入者(注907)の加入者(注908)の加入者(注909)の加入者(注910)の加入者(注911)の加入者(注912)の加入者(注913)の加入者(注914)の加入者(注915)の加入者(注916)の加入者(注917)の加入者(注918)の加入者(注919)の加入者(注920)の加入者(注921)の加入者(注922)の加入者(注923)の加入者(注924)の加入者(注925)の加入者(注926)の加入者(注927)の加入者(注928)の加入者(注929)の加入者(注930)の加入者(注931)の加入者(注932)の加入者(注933)の加入者(注934)の加入者(注935)の加入者(注936)の加入者(注937)の加入者(注938)の加入者(注939)の加入者(注940)の加入者(注941)の加入者(注942)の加入者(注943)の加入者(注944)の加入者(注945)の加入者(注946)の加入者(注947)の加入者(注948)の加入者(注949)の加入者(注950)の加入者(注951)の加入者(注952)の加入者(注953)の加入者(注954)の加入者(注955)の加入者(注956)の加入者(注957)の加入者(注958)の加入者(注959)の加入者(注960)の加入者(注

# 個人型DC(iDeCo)に係る資格区分・手続等に関する主要望

※第2・3回企業年金・個人年金部会提出資料より

## (日本経済団体連合会)

企業型DCを実施する企業の従業員が個人型DCに加入する場合の事業主証明発行等の手続きを簡素化するなど、DC制度の普及促進の観点から、個人・企業の事務手続きができるだけ簡素なものとなるよう配慮が必要である。

## (国民年金基金連合会)

現在の資格区分及び限度額区分を簡素・合理化するとともに、資格区分等についての情報に関するプラットフォームを作り、各種手続きについて効率化できるような仕組みを作ってはどうか。

## (日本証券業協会)

iDeCoの加入限度額を細分化せず可能な限り統一する等により、簡素化・合理化を図る。例えば、第2号被保険者の拠出限度額を統一すれば、iDeCoの制度理解や加入手続きの簡素化に繋がると想定される。

## (全国銀行協会)

特にiDeCoは、加入者の資格により拠出限度額が異なるため、それぞれに応じた事務運営が必要であるほか、加入者自身、被保険者区分を正確に把握していないことも多く、加入者の資格判断が難しい場面もある。加入の妨げとなる煩雑な事務の改善は、iDeCoの普及・拡充に資するのではないか。

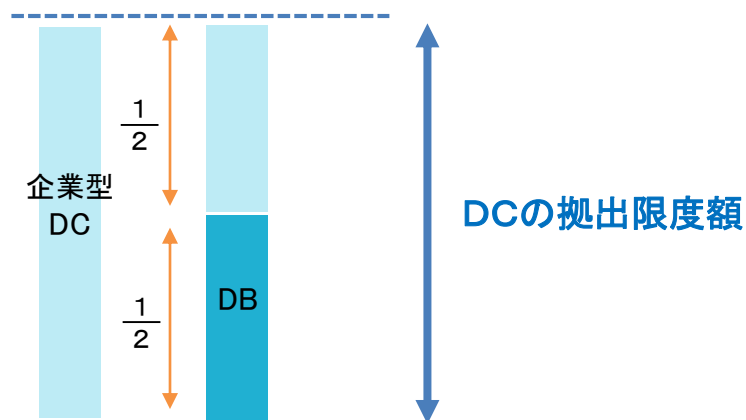


# 議論いただきたい点(Ⅱ DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額)

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額については、確定給付型(厚生年金基金、確定給付企業年金(DB)など)に加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、確定給付型の掛金額を控除する必要がある。この控除する確定給付型の掛金額については、現行は、制度創設当時の厚生年金基金の給付水準の平均から評価したものを、全ての確定給付型に一律に適用している。
  - 現在、厚生年金基金は残りわずかとなり、確定給付型の中心は確定給付企業年金(DB)となっている。現行は全ての確定給付型の掛金額を毎月定額の2.75万円と評価していることとなるが、多くのDBの掛金の実態はこの水準より低くなっている。
  - 公平な制度とするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、DBごとの掛金額<sup>(※)</sup>の実態を反映し、企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDBごとの掛金額を控除した額とすることが考えられるかどうか。
- ※ 企業型DCの拠出限度額＝月額5.5万円－DBごとの掛金額
- ・ DBを実施していなければ、DBの掛金額は0円。
  - ・ DBの掛金額が高く、DBの掛金額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

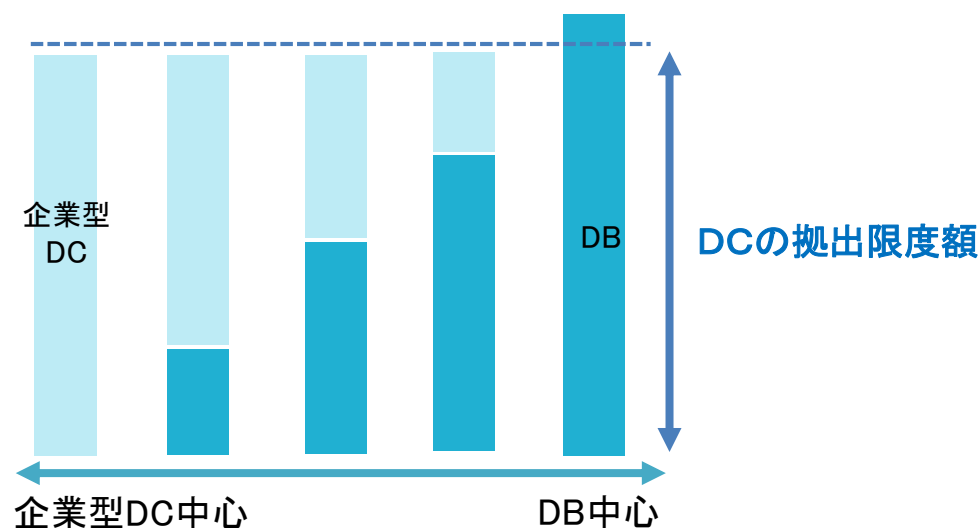
## 【現行】

DBの掛金額の実態にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律半額。



## 【見直しの一例(DBごとの掛金額の実態を反映後)】

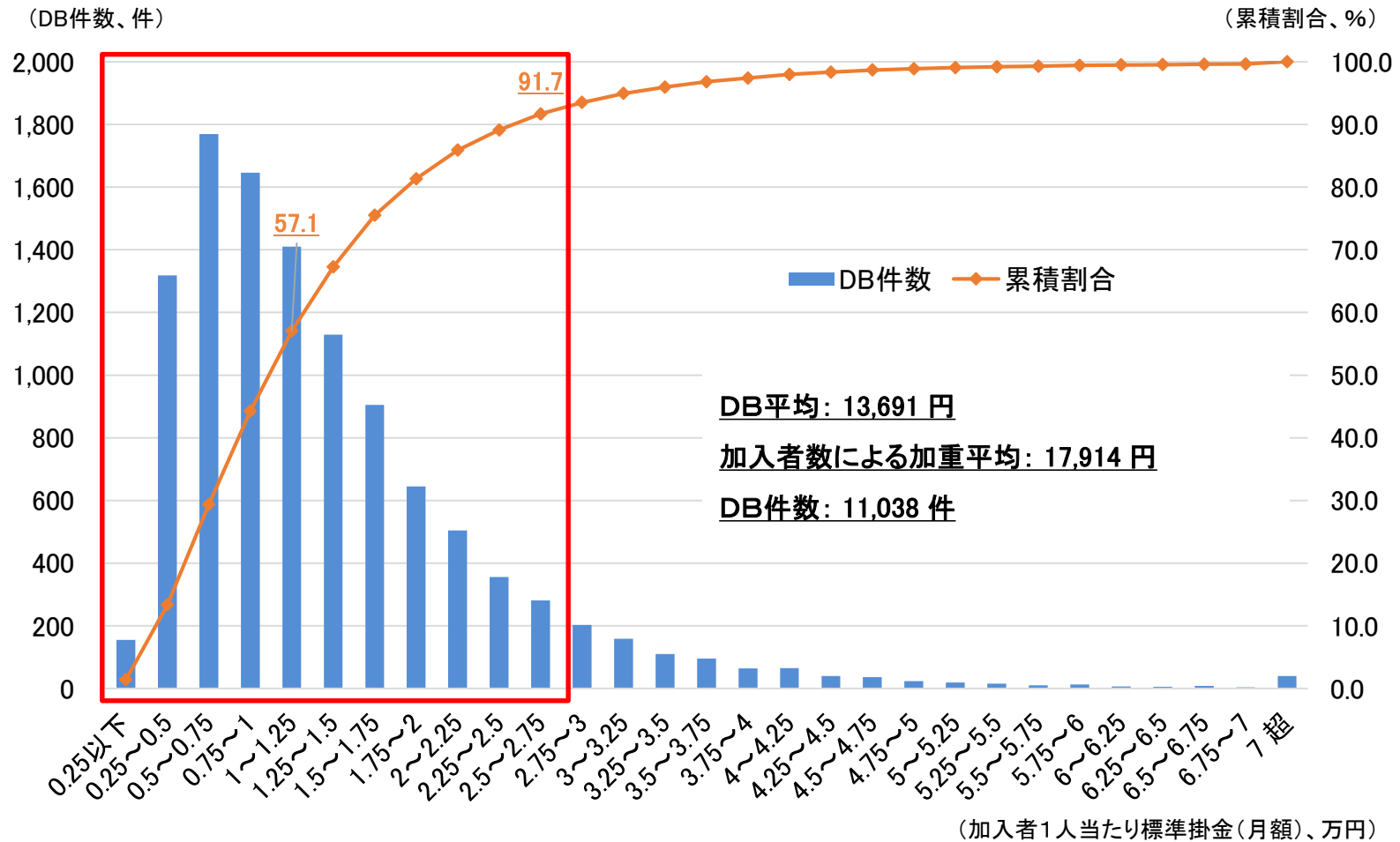
DBの掛金額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DBの掛金額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



※ DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBごとの掛金額は、毎年・毎月の実際の掛金額ではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額への換算が必要。詳細は、「DBの給付水準から掛金相当額への換算」を参照。

# DBの掛金額の状況①

○ 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額の算定に当たって使用する確定給付型の掛金額は、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の給付水準の単純平均から一律半額(現行月額2.75万円)としたものであるが、**現在の確定給付企業年金(DB)の掛金額(加入者1人当たりの標準掛金の金額)の実態は、全体的に低く、バラツキもある。**



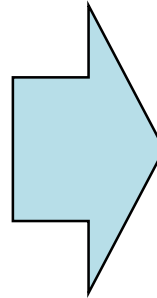
※ 2015~2017(平成27~29)年度のDB事業報告書に基づき、3年間連続して標準掛金を拠出したDBを対象に集計。

※ 上図は、DBごとに事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人当たりの標準掛金を算出した上で、当該額の階級別にDB件数を計上したものの。

## DBの掛金額の状況②

2005(平成17)年度中決算

加入者1人当たりの掛金月額	累積割合
0～1万円	30.9%
1～2万円	71.1%
2～3万円	89.9%
3～4万円	95.9%
4～5万円	98.3%
5万円以上	100%



2018(平成30)年度中決算

加入者1人当たりの掛金月額	累積割合
0～1万円	43.9%
1～2万円	80.1%
2～3万円	93.1%
3～4万円	97.3%
4～5万円	98.8%
5万円以上	100%

(出所) 2005(平成17)年度中決算は、第6回企業年金研究会資料

2018(平成30)年度中決算は、2018(平成30)年度中に標準掛金の拠出があった確定給付企業年金(DB)11,511件を対象に事業及び決算報告書を集計したもの

# DBの給付水準から掛金相当額への換算①

- 確定給付企業年金(DB)は、給付の算定方法(最終給与比例方式、累積給与比例方式など)を決めた上で、その給付と財源が集団で等しくなるよう事業主が拠出する掛金を設定した上で、過去勤務期間に係る不足分を含む積立不足には事業主が掛金を補うこととなる。
- また、2017(平成29)年からは将来に備えてあらかじめ掛金(リスク対応掛金)を拠出することも可能となった。
- このため、企業型DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBごとの掛金額は、毎年・毎月の実際の掛金額ではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額(「仮想掛金額(仮称)」)への換算が必要となる。

図1: 給付の算定方法の例

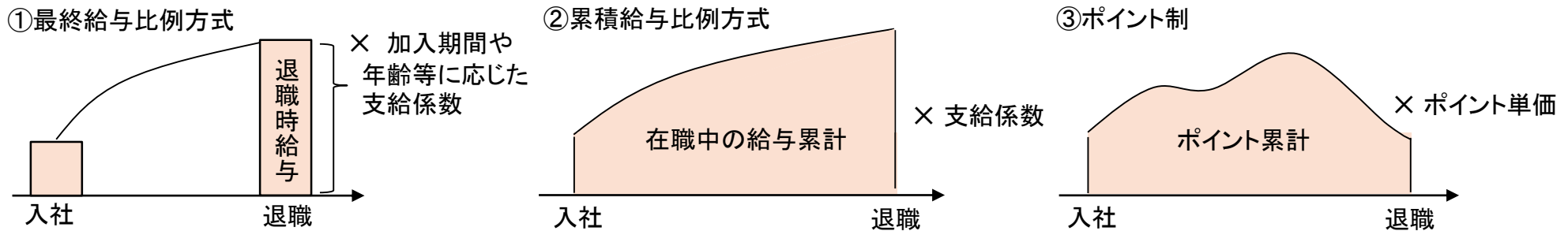
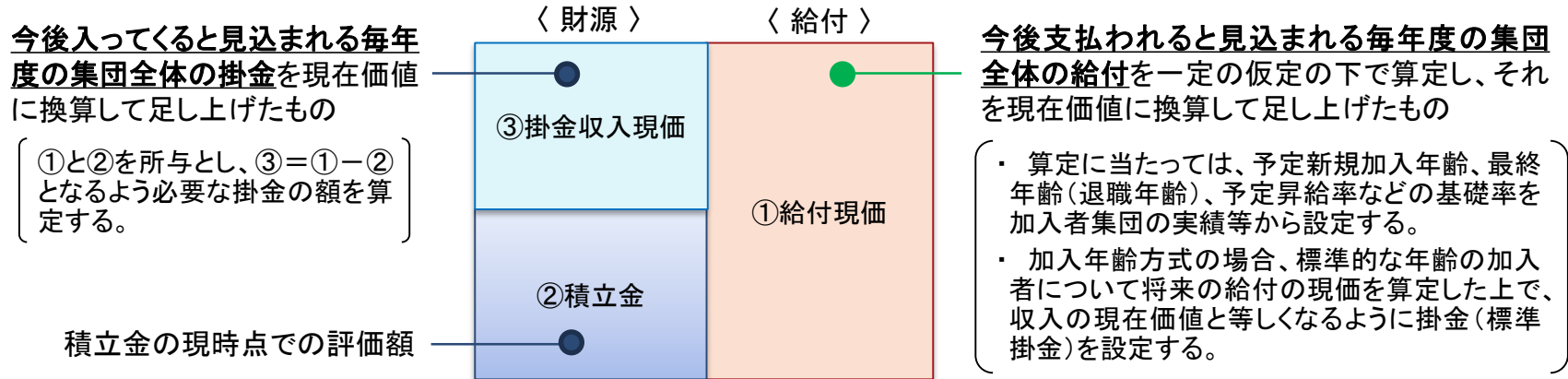


図2: 掛金算定のイメージ

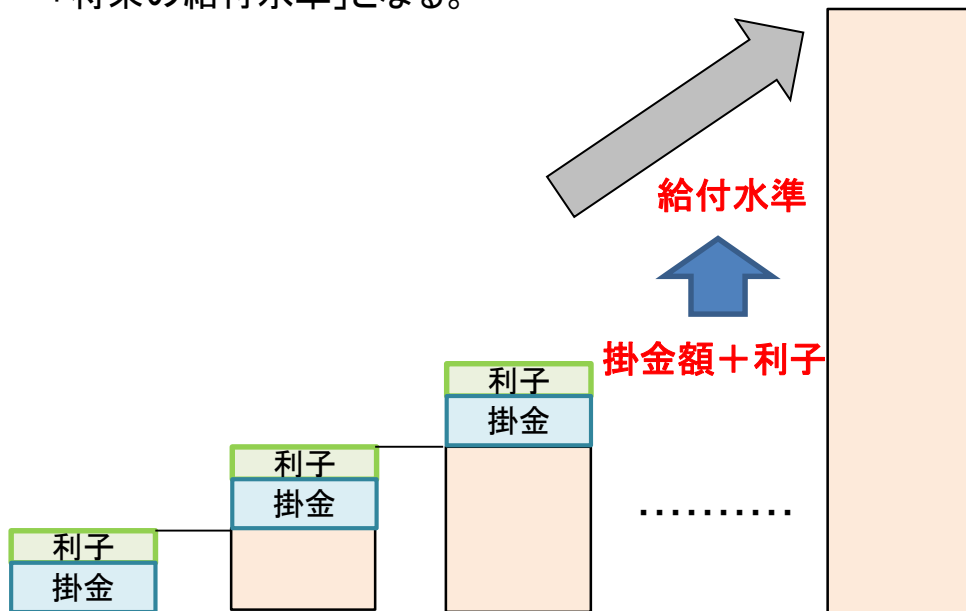


## DBの給付水準から掛金相当額への換算②

- 確定拠出年金(DC)は、掛金額と加入者個人が行う運用の結果(利子)が加入者個人ごとに積み上げられ、「将来の給付水準」となる。
- 確定給付企業年金(DB)は、「将来の給付水準」に向かって、集団(=加入者全体)で掛金額と企業が行う運用の結果(利子)が積み上げられる。積立不足が生じた時は企業が追加で拠出する。
- このように両者の制度設計は異なるものの、掛金額と利子が積み上がっていくという点では同様であることから、DBごとの給付水準から、利子分を控除すれば、DCとも比較可能なDBの掛金に相当する額(仮想掛金額)へ換算できるのではないか。

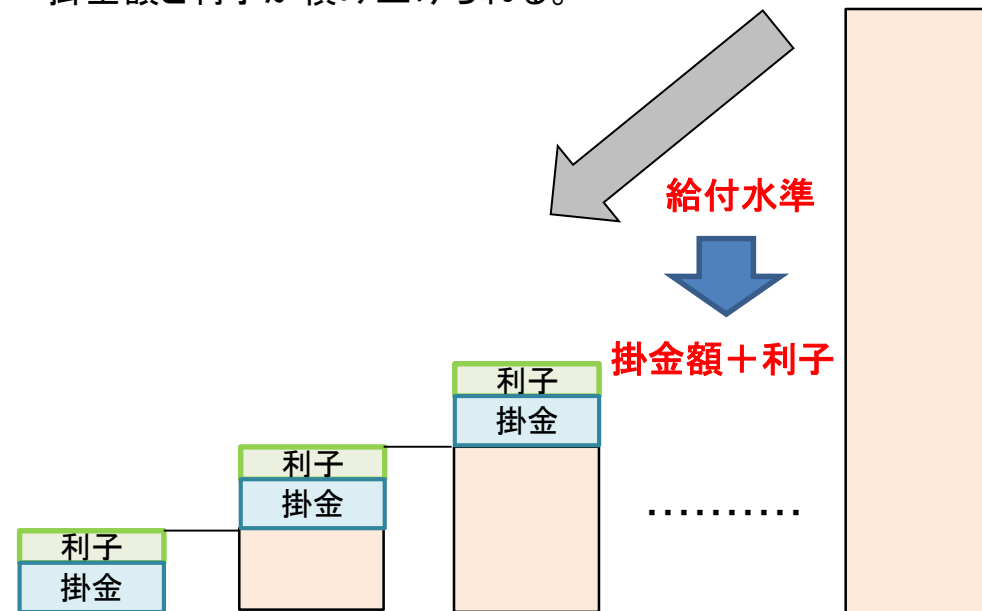
### 【DCの場合】

掛金額と利子が加入者個人ごとに積み上げられ、「将来の給付水準」となる。



### 【DBの場合】

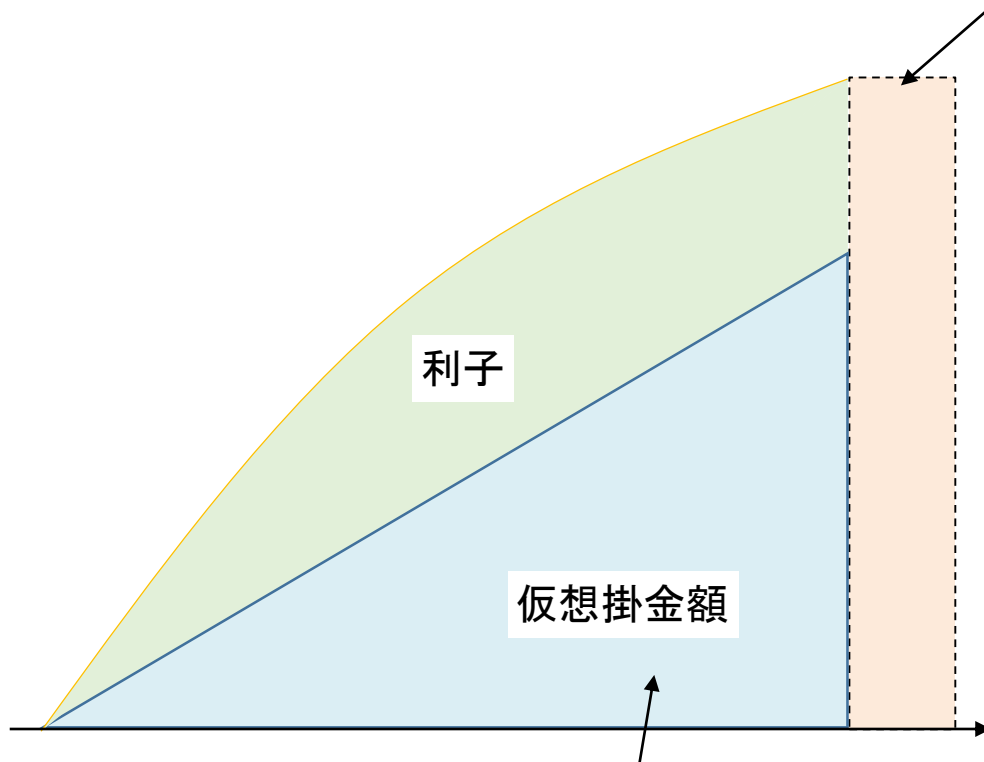
「将来の給付水準」に向かって、集団(=加入者全体)で掛金額と利子が積み上げられる。



# DBの給付水準から掛金相当額への換算③

- 確定給付企業年金(DB)は、給付の算定方法(最終給与比例方式、累積給与比例方式など)を決めた上で、その給付と財源が集団で等しくなるよう事業主が拠出する掛金を設定するが、その際に用いる基礎率から「標準的な給付水準」を算定し、そこから予定利率による利子分を控除することで、「掛金に相当する額(仮想掛金額)」へ換算できるのではないか。

<イメージ>



## ① DBの標準的な給付水準

- ※ 以下の基礎率(加入者集団の実績に基づき設定)から算出
  - ・ 予定新規加入年齢
  - ・ 最終年齢(退職年齢)
  - ・ 予定昇給率(加入者期間中の給与等)
  - ・ 脱退率
  - ・ 死亡率など
- ※ 「掛金に相当する額(仮想掛金額)」は、財政再計算ごとに見直す。
- ※ 同一DB内でも、労働協約等における給与、退職金等の労働条件が異なっているグループにおいて、それぞれの実態に応じた基礎率を設定する場合には、「標準的な給付水準」とそれから換算される「掛金に相当する額(仮想掛金額)」は区分して設定することが可能。

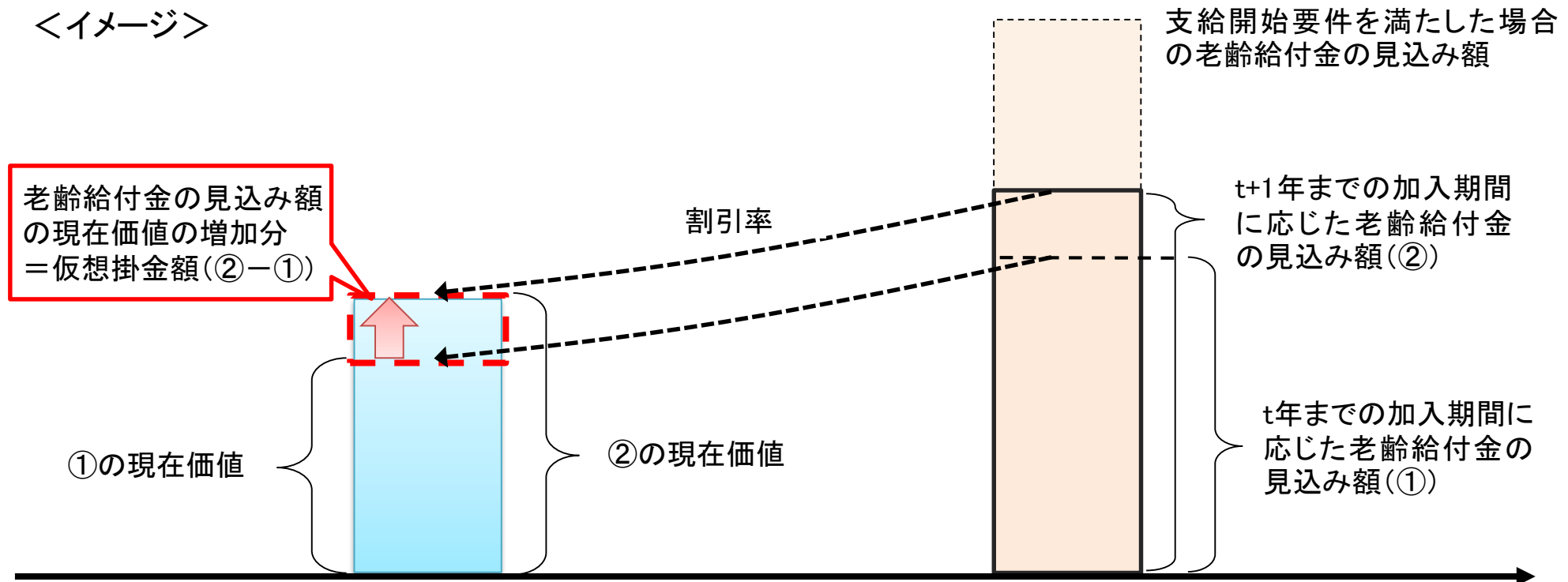
## ② 給付水準から利子分(予定利率)を除いて仮想掛金額を算出

- ※ 標準加入者を設定する加入年齢方式の標準掛金を計算する手法に類似。
- ※ DCと比較可能とするため、毎月定額とする。
- ※ 現在は全てのDBの掛金に相当する額を毎月定額の2.75万円と評価していることと同義。

# 【参考】仮想掛金額を非継続基準を応用して算出する方法

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額の算定に当たって使用する確定給付企業年金(DB)の掛金額は、DBの給付水準から、DCとも比較可能なものへ換算したものを使用する必要があるが、その換算に当たっては、DBの特徴を踏まえるとともに、事務負担にも十分配慮する必要がある。
  - DBにおいても、非継続基準の最低保全給付・最低積立基準額の計算は個々の加入者ごとに行われていることから、これを応用して、「t年で脱退・終了した場合に支給される給付のt+1年での現在価値とt+1年で脱退した場合に支給される給付の同じ時点での現在価値の差額を拠出額とみなす」という仮想掛金額の算出も考えられる。
  - しかしながら、DBについては、企業型DCとは異なり、事業主が集団(=加入者全体)で財政運営を行っていること、拠出段階では資産は個々の加入者に帰属していないこと等を踏まえれば、仮想掛金額は集団単位が適当ではないか。
- ※ 前者の方法で仮想掛金額を算定しようとする、DBの給付が給与に連動する設計の場合、加入者個人の足元の給与の変動によって、「加入者個人の老齢給付金の見込み額」と「現在の仮想掛金額」も変動することとなる。非継続基準は、加入者の最終的な給付は未確定であるものの現時点で脱退したときに備えるための財政運営上の指標であり、これを仮想掛金額に応用することが適当か。

<イメージ>





# 第4回企業年金・個人年金部会における議論

※事務局の責任で抜粋し下線を付したものを示しています。

## (小川委員)

資料2の29ページに関して少しお話をしたいと思います。大きく2つございますが、第1回の部会でもこの企業型確定拠出年金の拠出限度額については話題になったところであると思います。1点目は若干専門的な話になりますが、このページは、確定給付型を併せて実施する場合の企業型確定拠出年金の拠出限度額を非常に分かりやすく示したページだと思うのですが、簡単に言いますと、その図にございますように、望ましい上乘せの給付水準をまず算定して、そこから確定給付型の年金制度の水準を減算して、引き算して求めているという構図です。この引き算のほうについて3点ほど気づきがございます。

資料にありますように、まず1点目は、算定している母体が、本日現在ではほぼ収束してしまっている厚生年金基金を母体にして計算しているということです。これにつきましては1回目でも、厚生年金基金がなくなっていく中で今後どうやっていけばいいのかという意見が別の委員からございました。

2点目は、上に書いてありますように、算定期限そのものが確定拠出年金の創設検討時、すなわちおよそ今から20年前になると思いますので、かなり古いのではないかと思います。

それから、この0.86という計算をして、1.7の約半分ということで、一律に適用しているということでございます。これらについて若干修正していくために幾つか考えられるのですが、まず容易に考えられるのは、現時点の確定給付企業年金でこれを計算し直すことがよろしいのではないかと。それによって半分というところはきちんとエビデンスがつくということだと思っています。

それから、3点目に挙げました一律適用のところなのですが、こちらにつきましては、考え方を決めればこの4つ目の〇にございますように、確定給付企業年金ごとに計算するということは不可能ではないと思うのですけれども、この5.5万円の半額というのが既に一定期間適用して、2つの企業年金制度が創設されてから時間も経っていますので、これまでどおり一律に計算するというのも一つの考え方としてよろしいのではないかと思っております。

ただ、これが1点目にあつたように厚生基金であるとか、2点目にあつたように古いということを考えれば、1回計算した場合に、一定期間で見直しが必要になってくるのではないかと思っておりまして、例えばですけれども、公的年金の財政検証のサイクルは5年に1度ですので、5年に1度データをとり直して計算すると。ただし、この比率については、大きく動かなければ、一定の枠を超えて変動しなければ従前のものを使い続けるというような緩和措置をとってこの限度額を運営していったらどうかと思います。やや専門的なのですけれども、これが1点目でございます。

## (藤澤委員)

先ほど来、複数の委員からコメントが出ている29ページのDBをあわせて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の部分について、コメントと簡単な質問をさせていただきます。2分の1の水準をどうやって設定したのかという部分を29ページのスライドで先ほど御説明いただいたと認識しています。代替の手段として、選択肢としては加入者ごとに設定する手法と、DB制度ごとに設定するという2つの手法が考えられるのではないかという説明があつたと認識しています。加入者ごとに設定すること自体は不可能ではないと思いますが、オペレーション等を考えるとかなりハードルが高いと考えておりまして、検討するのであれば、DB制度ごとに検討するのがよいと考えています。



# 第8回企業年金・個人年金部会における議論

※事務局の責任で抜粋し下線を付したもの

## (小川委員)

4月22日に開催されている第4回の部会でも同様のことを申し上げているのですけれども、公的年金の所得代替率は、これから将来的に低下が見込まれると。加えて、老後の所得におきましては、一定の自助努力も一方においては必要である、こういうことが国民レベルでかなり意識が高まっている。こういう中で、既に金額的に大きい確定給付型の給付が設定されている場合に、そこに新たに限度を加えるというのはよろしくないのではないかとっております。

また、これにつきましては、同日の第4回の部会で事務局から示された2018年10月23日開催の政府の税制調査会の資料で、森戸部会長代理がレジュメとして出された資料に、企業年金とその原型たる退職金制度が日本の雇用において担ってきた役割も軽視すべきではない、あるいは、企業年金、退職金の実施意欲をそぐ改革をすべきではないとありますので、私も同じように感じております。

一方、そうはいつても、確定給付型の年金制度を実施している企業が、確定拠出型の拠出上限額を算定しなくてはいけない局面は来ると思います。そういうときに、相当する金額の算定につきまして、確定給付型の拠出相当額の算定が必要となる場合には、我々日本年金数理人会の知見を最大限に用いまして、具体的にどう対応していくかということについて、中心となって協力をさせていただきたいとっております。

最後に、資料の7ページの一番下にも書いていただいているのですけれども、そういう算定方法の仕組みを考えていく中で、その仕組みや手続が、制度運営そのものの負担が過度に大きくなるようにという配慮は必要だとっております。

## 議論いただきたい点(Ⅲ 個人型DCの拠出限度額)

### 【企業年金(企業型DC・DB)の加入者の拠出限度額の在り方】

- 企業年金(企業型確定拠出年金(企業型DC)・確定給付企業年金(DB))の制度創設当時は、企業年金(企業型DC・DB)の加入者は個人型DC(iDeCo)に加入できなかったが、現行は加入可能となっている。
- しかしながら、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額は、
  - ① 「企業型DCのみに加入する者」は月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
  - ② 「DBと企業型DCに加入する者」は月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)
  - ③ 「DBのみに加入する者」は一律月額1.2万円と、それぞれ異なっている。
- この点に関して、今回の法改正の際の議員修正による検討規定に基づき、自助努力に対する支援を国民が公平に受けられるようにするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、DBごとの掛金額の実態を反映することで、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額は、「月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)」で統一できると考えられるがどうか。

※ DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額(仮想掛金額)へ換算したもの。

### 【個人型DCの拠出限度額の水準】

- 個人型DCの拠出限度額の水準について、どう考えるか。

# 議員修正による検討規定の追加と附帯決議

- 「年金制度の機能強化を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の附則の検討規定に、与野党共同の修正によって以下の項目が追加された。

(検討)

## 第2条

- 5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 衆議院厚生労働委員会において、以下の附帯決議が付された。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(衆議院厚生労働委員会)

国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

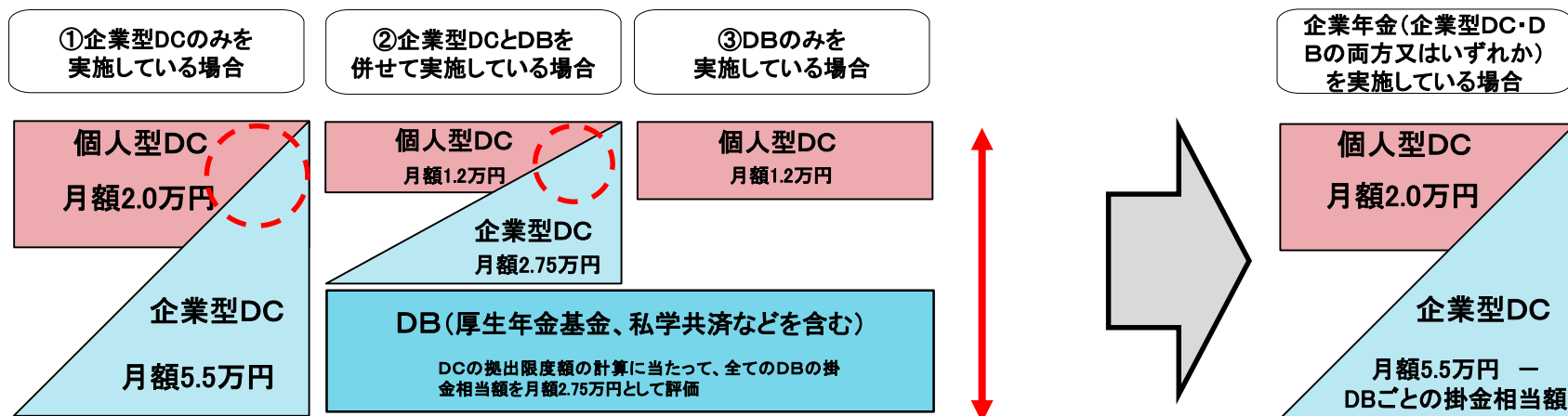
# 個人型DCの拠出限度額の見直しの一例

(DBごとの掛金額の実態を反映した場合の個人型DC拠出限度額(イメージ))

	(現行)	(DBごとの掛金額反映後)
①企業型DCのみに加入する者	月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)で統一
②DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)	
③DBのみに加入する者	月額1.2万円	

## 【現行】

## 【見直しの一例 (DBごとの掛金額の実態を反映後)】



**企業型DC加入者の  
個人型DC加入の要  
件緩和は法律事項**

**拠出限度額の金額  
自体は政令事項  
(DBの評価も政令  
事項)**

※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

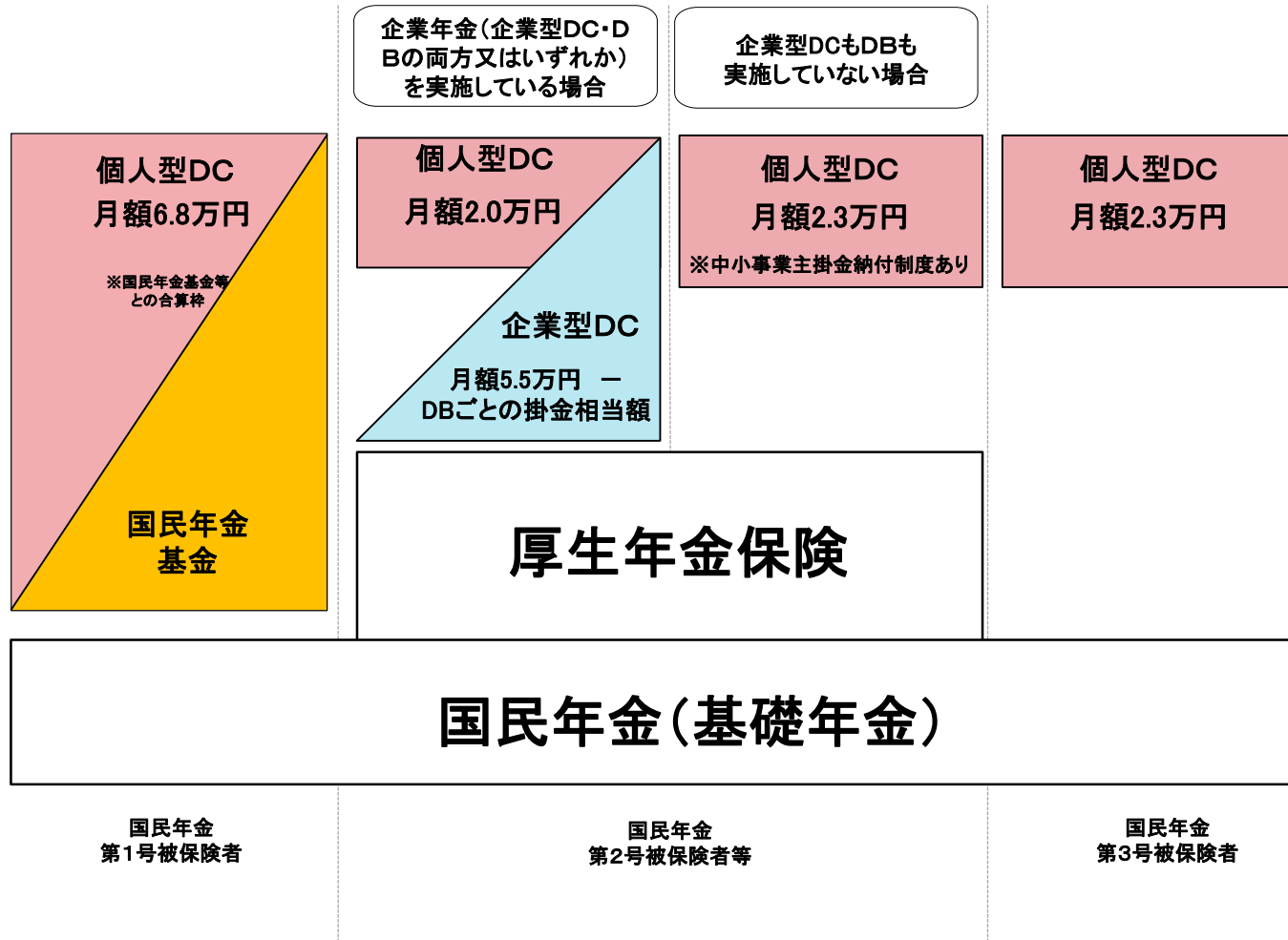
※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。

# 個人型DCの拠出限度額の見直しの一例

(DBごとの掛金額の実態を反映した場合のDC拠出限度額の全体像(イメージ))



※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。

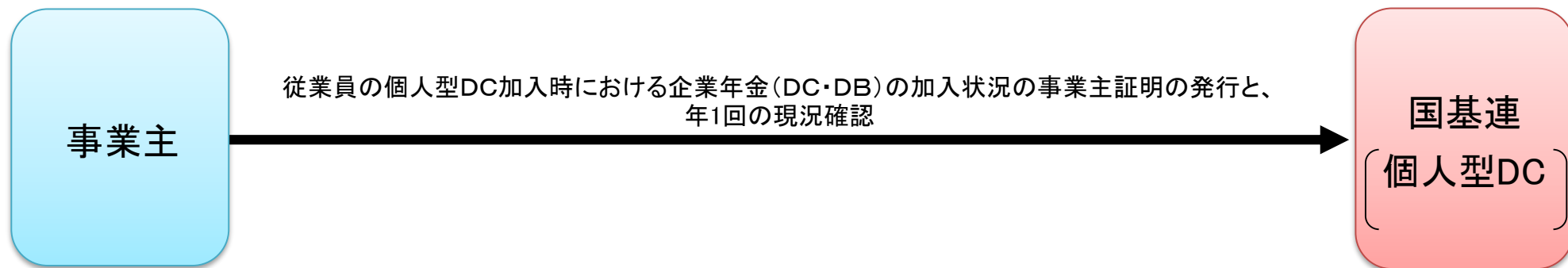
## 議論いただきたい点(Ⅳ 第2号被保険者の個人型DC加入時の事業主証明等)

- 個人型DC(iDeCo)の実施主体である国民年金基金連合会が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金(企業型確定拠出年金(企業型DC)・確定給付企業年金(DB))の加入に関する情報を国民年金基金連合会が確認できることが必要である。
- この確認については、現在、従業員の個人型DC加入時における企業年金(企業型DC・DB)の加入状況の事業主証明の発行と、年1回の現況確認で実施しているが、事業主の負担となっており、見直しを求める要望が強いが、どのような仕組みが考えられるか。
  - ※ 現行の仕組みは、年1回の確認のため、従業員が転職した際に届出を適切に行っていないと、掛金額の還付も発生することとなる。
- この点に関して、事業主が企業型DCを実施している場合は、記録関連運営管理機関(RK)にDCの情報(加入・掛金)が集積されている。事業主がDBも併せて実施している場合には、従業員がDBも適用されているかを含めて、RKには情報が集積されている。
- 2022(令和4)年10月からは、企業型DC加入者(DB加入を含む)については、RKと国民年金基金連合会の情報連携を図ることとしているが、例えば、このような情報連携の仕組みをDB加入者全体について事業主(DB業務の受託機関)と国民年金基金連合会との間で構築することで、事業主証明の発行と年1回の現況確認を全て廃止することが考えられるのではないか。
- このような仕組みを構築することで、個人型DC加入者にとっては、転職等に伴う企業年金の加入状況に関する事業主証明の届出が不要となるが、利用者の利便性の向上の観点からもどのような仕組みが考えられるか。(拠出限度額が変動によって、掛金額の変更が必要となる場合がある)
  - ※ 議論いただきたい点Ⅲにあるように、DBごとの掛金額の実態を個人型DCの拠出限度額に反映する場合には、DBの掛金額の情報についても国民年金基金連合会が確認できるようにすることが必要となる。

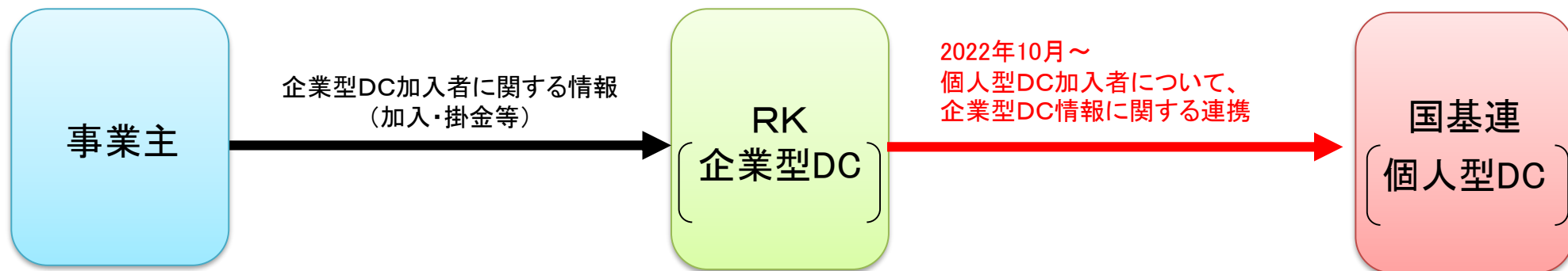
# 企業型DC情報に関するRKと国基連の連携

- 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能となる。
- その際、企業型DCの事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関(RK)と、個人型DCの掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携の仕組みを構築する。
- この情報連携によって、国民年金基金連合会は、個人型DC加入者の企業型DCの加入状況が確認できるため、2022年10月以降は、企業型DC加入者に係る事業主証明の発行と年1回の現況確認は不要とすることができないか検討中である。

## 【現行】



## 【2022年10月～】



# DB・企業型DCの加入者原簿の作成等の義務

- 確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(企業型DC)ともに、加入者に関する原簿を作成し、閲覧や照会に回答できるようにしておく等の義務が法令上課せられている。

## 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)－抄－

### (加入者原簿の備付け)

- 第二十条 事業主等(規約型企業年金(法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主及び基金をいう。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した加入者に関する原簿を事業主(規約型企業年金を共同して実施している場合にあつては、いずれか一の事業主)の主たる事務所(基金型企業年金(法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)にあつては、基金の主たる事務所)に備え付けて置かなければならない。
- 2 加入者等は、事業主等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記載された事項について照会することができる。この場合においては、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

## 確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)－抄－

### (加入者原簿)

- 第二十一条 令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 加入者の氏名、性別及び生年月日
  - 二 加入者の資格の取得及び喪失の年月日
  - 三 使用されている実施事業所の名称
  - 四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。)
  - 五 その他給付の額の算定に関し必要な事項



## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)一抄一

### (通知等)

第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「企業型記録関連運営管理機関」という。)に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

2 (略)

### (企業型年金加入者等原簿)

第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であった者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

### (事業主掛金の納付)

第二十一条 (略)

2 事業主は、事業主掛金を納付する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

## 確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)一抄一

### (企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。次のとおりとする。

一 企業型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号

二 企業型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日

三～十七 (略)

2～6 (略)